

## 第3編 風水害等編



## 第3編 目次

第1章 想定される災害	風-1
第2章 災害予防計画	風-4
第1節 災害予防対策の体系と分担業務	風-4
第2節 災害予防対策を推進するための体制整備	風-10
第3節 市民等の自主防災力の向上	風-10
第4節 市の活動体制の強化	風-16
第5節 応急対策活動のための準備	風-16
水防体制の充実	風-16
第6節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進	風-17
第1 水害予防対策	風-17
第2 土砂災害等予防対策	風-20
第3 風害予防対策	風-23
第4 雪害予防対策	風-25
第5 火災の予防	風-28
第3章 災害応急対策計画	風-30
第1節 活動体制	風-30
第1 災害対策本部の設置	風-30
第2 動員配備	風-44
第3 情報通信手段の確保	風-55
第4 公共的団体等との連携等	風-55
第5 応援要請・受入	風-55
第6 他地域への支援	風-55
第7 自衛隊の災害派遣要請依頼	風-55
第8 ボランティアとの連携	風-55
第9 災害救助法の適用	風-55
第2節 警戒期における災害応急対策活動	風-56
第1 気象予警報・水防情報に関する情報の収集・伝達	風-56
第2 水防活動	風-58
第3 避難	風-59
第4 避難所の開設・運営	風-63
第3節 発災時における災害応急対策活動	風-69
第1 被害情報等の収集・伝達	風-69
第2 災害の拡大防止と二次災害の防止	風-77
第3 消防活動	風-78
第4 救助・救急・捜索	風-80
第5 広報	風-80
第6 医療救護	風-80

第7	要配慮者の安全確保	風-80
第8	重要道路の確保	風-80
第9	輸送手段の確保	風-80
第10	給水	風-80
第11	食料の供給	風-81
第12	生活必需品等の供給・貸与	風-81
第13	帰宅困難者対策	風-81
第14	遺体の処理、埋・火葬	風-81
第15	し尿及び廃棄物の収集処理	風-81
第16	防疫・保健衛生	風-81
第17	住宅対策	風-81
第18	文教対策	風-82
第19	義援金・義援物資の受付・配分	風-82
第20	生活関連施設等の応急対策	風-82
第4節	被災者の生活再建	風-83
第1	生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	風-83
第2	罹災証明書の発行	風-83
第3	被災者の心のケア対策の実施	風-83
第4	被災者生活再建支援金等の支給・貸付	風-83
第5	市税の減免等	風-83
第6	被災農業者、中小企業への対策	風-83
第5節	災害時の自助・共助の取組	風-84
第4章	災害復旧計画	風-85

付録 茂原市水防計画

第1章	総則	水防-1
第2章	水防組織	水防-7
第3章	重要水防箇所	水防-13
第4章	洪水予報、水防警報及び気象情報の伝達系統	水防-15
第5章	観測通報	水防-25
第6章	河川工作物の操作	水防-26
第7章	情報通信手段の確保	水防-27
第8章	水防施設及び輸送	水防-28
第9章	水防活動	水防-29
第10章	水防標識、水防信号等	水防-39
第11章	協力応援	水防-40
第12章	費用負担と公用負担	水防-42
第13章	水防報告	水防-44
第14章	水防訓練	水防-44
第15章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	水防-46

# 第1章 想定される災害

## 1 風水害

水防法(昭和24年6月4日号外法律第193号)第14条第2項の規定に基づき千葉県は、一宮川及び南白亀川について、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を指定・公表しており、本市において洪水ハザードマップを作成して配布している。これを風水害対策の被害想定とする。(図3-1 参照)

ここで想定される最大規模の降雨は、1000年に1回程度の発生確率の降雨量を超えるものであり、一宮川流域の24時間雨量640.2mm、南白亀川流域の24時間雨量663.7mmである。

また、近年、市内で大きな被害を及ぼした平成元年7月31日～8月2日の大雨における被害量(表3-1参照)、平成8年9月21～22日の台風17号における被害量(表3-2参照)、平成25年10月15日～16日の台風26号における被害量(表3-3参照)及び令和元年10月25日の大雨における被害量(表3-4参照)を、風水害対策の参考とする。

なお、過去の風水害の履歴は、資料編の資料7-1のとおり。

表3-1 平成元年大雨における被害

項目	床上浸水	床下浸水	家屋被害	崖崩れ
被害量	730(棟)	1641(棟)	2(棟)	40(箇所)

表3-2 平成8年台風17号における被害

項目	床上浸水	床下浸水	家屋被害	崖崩れ
被害量	776(棟)	1361(棟)	24(棟)	29(箇所)

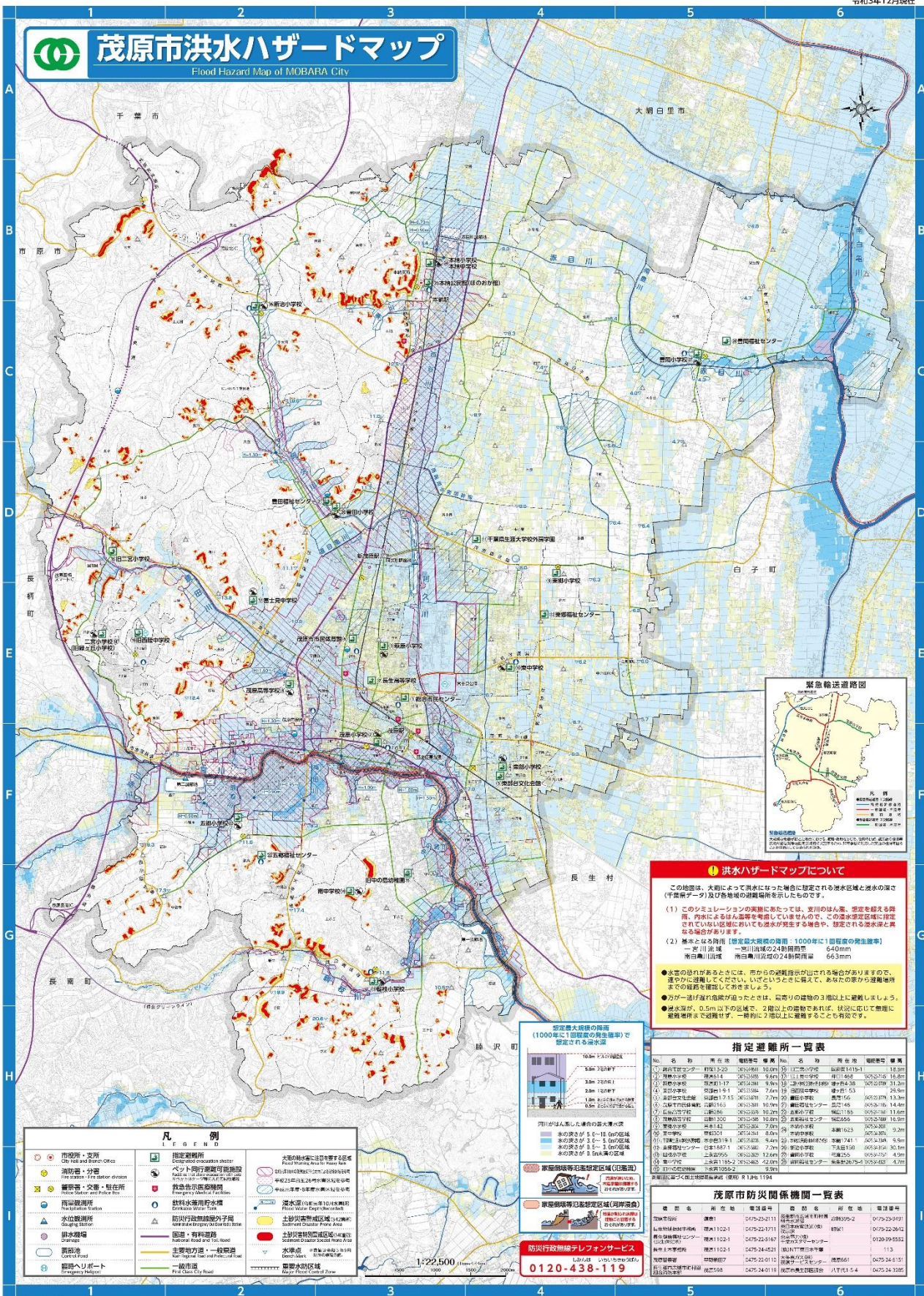
表3-3 平成25年台風26号における被害

項目	床上浸水	床下浸水	家屋被害	崖崩れ
被害量	561(棟)	654(棟)	41(棟)	10(箇所)

表3-4 令和元年大雨における被害

項目	死亡	床上浸水	床下浸水	家屋被害	崖崩れ
被害量	3(名)	1609(棟)	1449(棟)	30(棟)	76(箇所)

【参考】資料7-1：茂原市における過去の主な災害記録



## 2 竜巻災害

近年、市内で大きな被害を及ぼしたのものとしては、平成2年の被害があげられる。竜巻は平成2年12月11日19時13分頃に茂原市で発生し、北北東へ向かって約16m/s程度の速度で移動した。構造物の被害からの推定した最大風速の下限値は78m/sであった。被害の範囲は茂原市の高師、萩原町、上林、小林地区などを含む東西に平均で500～600m、南北に約6.5kmの範囲であった。茂原市における被害は表3-5のとおり。

また、この竜巻の規模を最大風速の推定値などから推定すると、この竜巻はFujitaのトルネード風力スケールでF3（強烈）以上の階級であったと考えられている。

本計画は、この被害量を竜巻における被害想定として考える。

表3-5 平成2年12月11日に発生した竜巻被害

項目	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	停電
被害量	1（名）	73（名）	82（戸）	161（戸）	1,504（戸）	約14,600（戸）

【出典】山口修由他：「1990年の千葉県茂原市の竜巻による建築物の被害調査報告」，建築研究資料 No. 78，1992. 3，建設省建築研究所

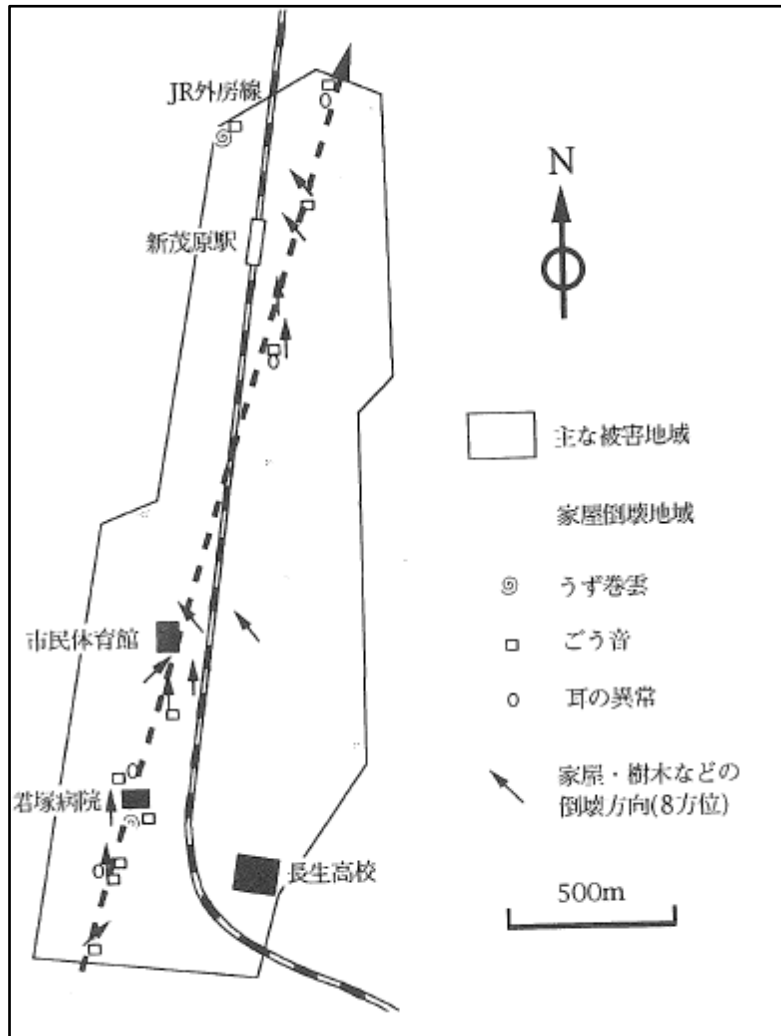


図3-2 竜巻通過推定図

【出典】杉山清春：「茂原市を襲った未曾有のたつ巻」，平成2年12月11日千葉県茂原市を襲った竜巻災害の記録，1992. 8，千葉県茂原市

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害予防対策の体系と分担業務

#### 1 災害予防対策の体系

災害予防計画の体系を以下のとおり規定する。

#### 第2章 災害予防計画

##### 第1節 災害予防対策の体系と分担業務

##### 第2節 災害予防対策を推進するための体制整備

##### 第3節 市民等の自主防災力の向上

##### 第4節 市の活動体制の強化

##### 第5節 応急対策活動のための準備

第2節及び第4節にあつては、第2編 第2章を参照

##### 第1 水防体制の充実

<以下は、第2編 第2章 第5節 応急対策活動のための準備 を参照>

- 災害情報の収集・伝達体制の整備、 ○広報活動体制の整備、
- 消防体制の充実、 ○医療救護体制の整備、 ○避難活動体制の整備、
- 要配慮者対策、 ○給水体制の整備、
- 食料・生活関連物資供給体制の整備、 ○重要道路の確保体制の整備、
- 緊急輸送体制の整備、 ○帰宅困難者対策、
- 遺体の処理、埋・火葬の体制整備、○し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備、
- 防疫・保健衛生体制の整備、 ○住宅対策の体制整備、○文教対策の体制整備、
- 防災訓練の推進

##### 第6節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

- 第1 水害予防対策、 第2 土砂災害等予防対策、 第3 風害予防対策、
- 第4 雪害予防対策、 第5 火災の予防



## 2 災害予防対策の分担業務

### 【課別の事務分掌】

課名	活動内容	該当箇所		頁
全職員・ 全課・関 係各課	・組織の充実（関係各課）	第 2 編 第 2 章	第2節 1	震-13
	・職員の役割の周知徹底及び危機管理意識の醸成（全職員）		第4節第1 1	震-20
	・配備基準ごとの動員職員の割当（関係各課）		第4節第1 2	震-20
	・執務環境の整備（関係各課）		第4節第1 3	震-20
	・防災研修の実施（全課）		第4節第5 1	震-28
	・職員の家庭における安全確保対策の徹底（全職員）		第4節第5 2	震-28
	・初動活動マニュアルの徹底（全職員）		第4節第5 3	震-28
	・各部における防災担当の配置		第4節第5 5	震-34
	・業務継続計画の整備（全課）		第4節第6	震-34
	・各公共施設の安全確保（各公共施設）		第4節第7 1	震-35
	・広報体制の整備（関係各課）		第5節第2 5	震-37
	・緊急通行車両の確認（関係各課）		第5節第10 2	震-51
	・一斉帰宅の抑制		第5節第11 1	震-52
防災対策 課	・市民・事業所の自主防災力の向上	第 3 編 第 2 章	第3節 1	風-10
	・地域の自主防災力の向上		第3節 2	風-12
	・過去の災害教訓の伝承		第3節 4	風-13
	・防災広報の充実		第3節 5	風-14
	・外国人の自主防災力の向上		第3節 6	風-15
	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備		第6節第2 2	風-21
	・防災知識の普及啓発		第6節第2 3	風-22
	・台風・竜巻等に関する知識の普及啓発		第6節第3 1	風-24
	・市防災会議の充実	第 2 編 第 2 章	第2節 2	震-13
	・職員の役割の周知徹底及び危機管理意識の醸成		第4節第1 1	震-20
	・配備基準ごとの動員職員の割当（関係各課）		第4節第1 2	震-20
	・執務環境の整備（関係各課）		第4節第1 3	震-20
	・災害時受援計画の整備		第4節第2 1	震-22
	・自治体や民間事業者等との（相互）応援協定の充実		第4節第2 2・3	震-22
	・千葉県大規模災害時応援受援計画		第4節第3 1	震-23
	・長生郡市広域災害対応計画に係る検証・体制整備		第4節第3 2	震-25
	・広域避難者の受け入れ体制の整備		第4節第3 3	震-25
	・市防災行政無線の充実・強化		第4節第4 1	震-26
	・各種通信設備の使用マニュアルの作成		第4節第4 2	震-26
	・災害時優先電話の配備の推進		第4節第4 3	震-26
	・その他情報通信手段の整備		第4節第4 4	震-26
	・防災研修等の実施（全課）		第4節第5 1	震-28
	・職員の家庭における安全確保対策の徹底（全職員）		第4節第5 2	震-28
・各部における防災担当の配置	第4節第5 5	震-34		

課名	活動内容	該当箇所	頁
防災対策課	・ 職員の初動活動マニュアル・各専門活動マニュアルの作成（全課）	第 2 編 第 2 章 第 4 節第 5 3	震-28
	・ 被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成	第 4 節第 5 3 第 5 節第 1 1	震-28 震-36
	・ 指定避難所開設・運営マニュアルの作成	第 4 節第 5 3 第 5 節第 5 3	震-28 震-42
	・ 広報マニュアルの作成	第 4 節第 5 3	震-28
	・ 情報収集・伝達に関する個別訓練	第 5 節第 1 2	震-36
	・ ヘリサイン表示の推進	第 5 節第 1 3	震-36
	・ 防災行政無線の使用の習熟	第 5 節第 2 1	震-37
	・ 広報案文の作成	第 5 節第 2 2	震-37
	・ 避難所の指定及び施設整備	第 5 節第 5 1	震-41
	・ 避難所の周知	第 5 節第 5 2	震-42
	・ 指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練	第 5 節第 5 4	震-42
	・ 給水用資機材・設備等の整備	第 5 節第 7 1	震-47
	・ 震災対策用貯水施設の整備	第 5 節第 7 2	震-47
	・ 民間流通業者との協定締結	第 5 節第 8 1	震-48
	・ 災害時の物流体制の整備	第 5 節第 8 2	震-48
	・ 備蓄の推進	第 5 節第 8 3	震-48
	・ 重要道路の指定・追加	第 5 節第 9 1	震-49
	・ 民間業者との協定締結（緊急輸送体制の整備）	第 5 節第10 1	震-51
	・ ヘリコプター離発着体制の整備	第 5 節第10 3	震-51
	・ 一斉帰宅の抑制（帰宅困難者対策）	第 5 節第11 1	震-52
	・ 帰宅困難者等の安全確保対策	第 5 節第11 2	震-53
	・ 帰宅支援対策	第 5 節第11 3	震-53
	・ 民間事業者との協定締結（遺体の処理、埋・火葬の体制整備）	第 5 節第12 1	震-54
・ 遺体安置所の選定	第 5 節第12 2	震-54	
・ 防災訓練の実施	第 5 節第17 1	震-60	
・ 災害対策本部設置・運営訓練の実施	第 5 節第17 2	震-60	
・ 訓練結果の地域防災計画等への反映	第 5 節第17 3	震-60	
管財課	・ 自家用発電設備の充実	第 4 節第 1 4	震-21
	・ 庁舎点検マニュアル・来庁者安全確保マニュアルの作成	第 4 節第 7 2	震-29
会計課	・ 義援金の受け入れ・配分マニュアルの作成	第 4 節第 5 3	震-29
秘書広報課	・ 災害時広報紙の発行体制	第 5 節第 2 3	震-37
	・ 報道機関による広報の準備	第 5 節第 2 4	震-37

課名	活動内容	該当箇所		頁	
職員課	・防災研修の実施（全課）	第 2 編 第 2 章	第4節第5	1	震-28
市民税課	・罹災証明交付マニュアルの作成		第4節第5	3	震-29
生活課	・遺体処理マニュアルの作成・習熟		第4節第5	3	震-29
			第5節第12	3	震-54
市民課	・食料の調達・配分マニュアルの作成		第4節第5	3	震-29
国保年金課	・食料の調達・配分マニュアルの作成		第4節第5	3	震-29
健康管理課	・医療救護活動マニュアルの作成		第4節第5	3	震-28
			第5節第4	3	震-39
	・水の調達・配分マニュアルの作成		第4節第5	3	震-29
	・防疫・保健衛生マニュアルの作成		第4節第5	3	震-29
	・長生健康福祉センターとの連携強化		第5節第4	1	震-39
	・広域医療救護所の整備		第5節第4	2	震-39
	・庁内各課の情報共有、連携強化（医療救護体制の整備）		第5節第4	4	震-40
	・避難行動要支援者への対応・要配慮者全般への対応		第5節第6	3・4	震-44
	・給水用資機材・設備等の整備	第5節第7	1	震-47	
	・防疫・保健衛生体制の整備	第5節第14		震-56	
社会福祉課	・災害ボランティア活動の活性化のための環境整備	第3節	7	震-19	
	・避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
	・災害救助法の習熟	第4節第5	4	震-34	
	・避難行動要支援者への対応・要配慮者全般への対応	第5節第6	3・4	震-44	
障害福祉課	・福祉避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
	・避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
	・社会福祉施設等の支援対応マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
	・社会福祉施設等の自主防災力の向上	第5節第6	1	震-43	
	・避難行動要支援者への対応・要配慮者全般への対応	第5節第6	3・4	震-44	
高齢者支援課	・指定避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
		第5節第5	3	震-42	
	・指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練	第5節第5	4	震-42	
	・福祉避難所開設・運営マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
	・社会福祉施設等の支援対応マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
	・避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成	第4節第5	3	震-28	
	・社会福祉施設等の自主防災力の向上	第5節第6	1	震-43	
	・避難行動要支援者への対応・要配慮者全般への対応	第5節第6	3・4	震-44	

課名	活動内容	該当箇所		頁	
子育て支援課	・指定避難所開設・運営マニュアルの作成	第2編第2章	第4節第5	3	震-28
			第5節第5	3	震-42
	・指定避難所開設・運営委員会の準備・訓練		第5節第5	4	震-42
	・社会福祉施設等の支援対応マニュアルの作成		第4節第5	3	震-28
	・社会福祉施設等の自主防災力の向上		第5節第6	1	震-43
	・災害時の園児の安全対策に係る事前準備		第5節第6	2	震-43
	・避難行動要支援者への対応・要配慮者全般への対応		第5節第16	2	震-58
			第5節第6	3・4	震-44
農政課	・農作物等の風害防止対策	◎	第6節第3	2	風-25
	・農作物等の雪害防止対策		第6節第4	2	風-27
	・下水道等排水施設の安全確保整備	○	第6節第10	2	震-75
商工観光課	・生活必需品の調達・配分マニュアルの作成	○	第4節第5	3	震-28
	・義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成		第4節第5	3	震-28
環境保全課	・し尿処理マニュアルの作成	○	第4節第5	3	震-29
	・災害廃棄物処理マニュアルの作成		第4節第5	3	震-29
	・防疫・保健衛生マニュアルの作成		第4節第5	3	震-29
	・災害廃棄物処理計画		第5節第13	1	震-55
	・災害廃棄物の仮置場の選定		第5節第13	2	震-55
	・仮設トイレの整備		第5節第13	3	震-56
	・防疫・保健衛生体制の整備		第5節第14		震-56
都市計画課	・河川等治水事業	◎	第6節第1	2	風-17
	・被災宅地危険度判定実施マニュアルの作成	○	第4節第5	3	震-29
	・被災宅地危険度判定における実施体制の整備		第5節第15	1	震-57
土木建設課	・河川等治水事業	◎	第6節第1	2	風-17
	・重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実	○	第5節第9	2	震-50
建築課	・応急住宅確保マニュアルの作成	○	第4節第5	3	震-29
	・重要道路沿いの建築物に対する耐震化の促進		第5節第9	3	震-50
	・被災宅地危険度判定における実施体制の整備		第5節第15	1	震-57
	・応急仮設住宅建設予定地の選定		第5節第15	2	震-57
	・公営住宅等のあっせんを打診する住宅のリスト作成		第5節第15	3	震-57

◎：第3編第2章、○：第2編第2章

課名	活動内容		該当箇所	頁
土木管理課	・水防対象箇所の巡視	第3編第2章	第5節第1 1	風-16
	・水防資機材等の充実及び点検整備		第5節第1 2	風-16
	・水防訓練の実施		第5節第1 3	風-16
	・方針（水害予防対策）		第6節第1 1	風-17
	・河川等治水事業		第6節第1 2	風-17
	・内水対策		第6節第1 3	風-19
	・浸水想定区域の把握及び要配慮者利用施設における避難等		第6節第1 5	風-19
	・土砂災害危険箇所の周知		第6節第2 1	風-21
	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備		第6節第2 2	風-21
	・防災知識の普及啓発		第6節第2 3	風-22
	・国土保全事業の推進		第6節第2 4	風-22
	・急傾斜地等のパトロール及び市民への危険周知		第6節第2 5	風-23
	・道路雪害防止事業		第6節第4 1	風-27
	・緊急道路確保マニュアルの作成		○ 第4節第5 3	震-29
	・重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実	第5節第9 2	震-50	
・茂原市建設業組合との連携強化	第5節第9 4	震-50		
下水道課	・下水道等排水施設の安全確保整備	○	第6節第10 2	震-75
教育総務課	・災害時の児童・生徒・園児の安全対策に係る事前準備	○	第5節第16 2	震-58
	・文教施設・設備の予防対策		第5節第16 4	震-59
学校教育課	・防災教育・訓練の推進、充実・強化	第2編第2章	第3節 3	震-16
			第5節第16 1	震-58
	・応急教育マニュアルの作成		第4節第5 3	震-29
	・児童・生徒の引渡し対応マニュアルの作成		第5節第16 3	震-58
	・災害時の児童・生徒・園児の安全対策に係る事前準備		第4節第5 3	震-28
	第5節第16 2	震-58		
	・文教施設・設備の予防対策		第5節第16 4	震-59
生涯学習課	・文教施設・設備の予防対策		第5節第16 4	震-59

◎：第3編第2章、○：第2編第2章

## 第2節 災害予防対策を推進するための体制整備

---

「第2編 第2章 第2節 災害予防対策を推進するための体制整備」を準用

## 第3節 市民等の自主防災力の向上

---

### 1 市民・事業所の自主防災力の向上

---

◎【防災対策課／市民／事業者】

#### (1) 市の対応

災害から自らの生命、身体及び財産を守る基本は、各家庭や事業所での自主防災力の向上である。市は、各家庭や事業所での自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。

#### (2) 市民の対応

市民は、「自分の身の安全は自分で守る」という意識を持ち、平常時から災害に備えるための以下の手段を講じておく必要がある。

- ・防災マップやハザードマップ等により地域の特性を把握する。
- ・最低3日分、推奨1週間分程度の水・食料品等を備蓄する。
- ・最寄りの避難所や避難場所を確認しておく。
- ・災害時の家族との連絡手段を決めておく。
- ・自分の家が安全であれば、避難所に避難せず、自宅にとどまる。

#### 【家庭に求められる自主防災力向上対策】

- |  |                  |
|--|------------------|
| ① 家庭備蓄の実施(最低3日分、推奨1週間分程度)                              |                  |
| a 消火器、バケツ等の消火用具  | b のこぎり、バール等の救出用具 |
| c 救急医療セット等の医療用品  | d 食料、水、燃料        |
| e 衣服、毛布等の生活用品  | f 懐中電灯等の照明用品     |
| g ラジオ等の情報収集用品  |                  |
| h 感染症対策用品(マスク、体温計、消毒用アルコール等)                           |                  |
| i その他各家庭の実情に応じた品目(ミルク、めがね、常備薬、携帯トイレ等)                  |                  |
| ② 防災知識及び対処方法の理解と習得                                     |                  |
| a 災害の知識  |                  |
| b 災害発生時の対処方法(初期消火、救出、救護等)                              |                  |
| c NTT災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板(各携帯電話会社)等の利用方法 |                  |

## 【家庭での風水害対策】

### ① 屋内の対策

- ◆停電に備えて、懐中電灯やトランジスタラジオを準備する。
- ◆避難に備えて非常用持出し品の準備をしておく。
- ◆暴風や大雨などの気象情報を注意深く収集する。
- ◆むやみに外出しない。
- ◆断水に備えて飲料水を確保する。
- ◆浸水などのおそれがある所では、家財道具や食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所に移動しておく。
- ◆病人や乳幼児、身体の不自由な人などを安全な場所へ移動する。

### ② 屋外の対策

- ◆屋根：瓦・トタンのひび、割れ、ずれ、剥がれがあれば補修しておく。
- ◆外壁：壁に亀裂、腐れがあれば補修しておく。
- ◆雨どい、雨戸：雨戸に落ち葉や土砂が詰まっていないか、継ぎ目が外れたりしていないか確認しておく。雨戸のがたつき、ゆるみがないか確認しておく。
- ◆窓ガラス：ひび割れ、がたつきがないか確認しておく。強風による飛来物に備えて、外側から板などで塞ぐなどの処置を行う。
- ◆ベランダ：鉢植えや物干し竿などの飛散の可能性があるものは、屋内へ収納しておく。

### ③ 洪水時の避難における注意点

- ◆水深：水深が腰まであるときには無理をしない。避難が出来ない場合には、高いところで救助を待つ。（要配慮者の方は水深が浅くても無理をしない。早めの避難が重要。）
- ◆履き物：裸足、長靴は不可。紐で締める運動靴を履く。避難に備えて、すぐに取り出せるところに各自1足準備しておく。
- ◆足元に注意：水面下はどんな危険が潜んでいるか分からない（マンホール、ガラスなど）。棒や杖などで安全を確認しながら歩くようにする。
- ◆ロープにつながって：はぐれないように、お互いの身体をロープで結んで移動する。特に小さい子供から目を離さないようにする。
- ◆子供やお年寄りを安全に：お年寄りや身体の不自由な人は背負って移動する。幼児は浮き輪やベビーバスなどを利用して安全を確保する。
- ◆災害時、身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する（垂直避難）。

## （3）事業者の対応

### ① 従業員

各事業者は、従業員の防火、防災知識の普及並びに防災行動力の向上に努める。また、自衛消防隊員及び危険物取扱者、新入社員向けの講習などを消防署等で受講する。

### ② 防火・防災管理体制

複数の用途が存在し、管理権限が分かれている高層ビル、地下施設等の各管理権原者は、消防署の指導のもと、火災の際の混乱と惨事を防ぐため建物全体の消防訓練、災害時の通報、連絡、避難誘導、消火活動等の相互協力体制をあらかじめ協議し、一体的な防火管理ができ

るよう、共同防火管理体制を確立する。

消防法第8条及び大規模地震等に対応した自衛消防力の確保を目的とする消防法第36条に基づく防災管理制度の規定により「消防計画」を作成すべき学校、病院、事業所、その他多数の人が出入りする施設、共同防火管理を必要とする雑居ビル等は、利用者、従業員の安全を確保するとともに、被害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

そのために自衛消防組織を編成し、施設内における安全確保はもちろん、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めるものとする。さらに、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

※管理権原者とは、防火対象物の防火の管理を当然に行わなければならない者。消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物では、防火管理の実施が義務付けられている。

## 2 地域の自主防災力の向上

◎【防災対策課／自主防災組織】

【社会福祉課】

### (1) 市の対応

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

そのため、各自治会を母体とした自主防災組織の整備及び活性化を図ることとする。具体的には、各自主防災組織の活動能力の向上を促進するため、リーダーの養成、活動マニュアル、防災訓練等に関し他自治体の事例も参考にして効果的な手法を検討し対策を実施していく。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難行動要支援者名簿を作成し、地域住民と協力して個別支援プラン（個別避難計画）の策定を進めることとする。

### (2) 自主防災組織の対応

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市は協力してこれを促進する。さらに、市としては、自主防災組織相互の情報交換の場を提供し、活動の促進を図るとともに、市は、地域における防災訓練が推進されるよう市が備蓄している食料等の有効活用による協力など検討していく。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。



## 【自主防災組織の活動形態】

平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業・ボランティア団体などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災 害 時	1 情報の収集及び伝達（被災状況・要救助者情報、安否情報、予報及び警報、ライフラインの状況、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保措置指示、避難所以外の住民への情報伝達など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の開設・運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配布、炊き出しなど）

【参考】資料 1－12：茂原市自主防災組織設置助成要綱

## 3 防災教育の推進

### ◎【学校教育課、各小中学校】 【防災対策課】

地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の高揚を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

## 4 過去の災害教訓の伝承

### ◎【防災対策課】

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の高揚を図る。

## 5 防災広報の充実

### ◎【防災対策課・関係課】

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

#### (1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

##### ① 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、「災害・避難カード」等により、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

ア 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保措置指示(以下「避難指示等」という。)の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル(注)等の関係性の意味と内容の説明

イ 避難する場合の携帯品

ウ 避難予定場所と経路等

エ 被災世帯の心得ておくべき事項

(注) 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階に整理したもの(令和元年6月から運用開始し、令和3年5月改訂)。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

##### ② 災害危険箇所等

県が公表する水害、土砂災害等の災害危険箇所の周知を行うとともに、ハザードマップの作成・周知を図る。

また、水防活動や避難行動の参考情報として雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

##### ③ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

## (2) 実施方法

### ① 防災パンフレット

洪水ハザードマップなど防災情報を有するパンフレットや冊子の作成により、災害危険地域などの認識を高めるなど防災に対する意識高揚を図る。

### ② 広報紙

防災に関する知識を深めるため、広報紙に防災知識に関する事項を掲載する。

### ③ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

台風、洪水、土砂災害等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。

### ④ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた児童生徒への防災教育の充実を図る。

### ⑤ インターネットの活用

ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。

## 6 外国人の自主防災力の向上

---

### ◎【防災対策課】

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人に対して、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

#### ① 多言語による広報の充実

#### ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

#### ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

#### ④ 日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。

## 7 災害ボランティア活動の活性化のための環境整備

---

### ◎【社会福祉課／社会福祉協議会】

災害ボランティア活動は、被災者の支援等に大きな効果が期待でき、本市においてもその活性化が期待される。そこで、以下の観点から、災害ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を他自治体等の取り組みも参考にしながら進めていくものとする。

#### ① 災害ボランティア活動に関する普及啓発

#### ② 災害ボランティアコーディネーターの養成とともにコーディネート技術向上のための研修

#### ③ 被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制づくり

## 第4節 市の活動体制の強化

---

「第2編 第2章 第4節 市の活動体制の強化」を準用。

## 第5節 応急対策活動のための準備

### 水防体制の充実

#### 1 水防対象箇所への巡視

---

◎【土木管理課】

水防対象箇所については調査・点検活動を強化し、異常があれば補修等の対策を講じる。

#### 2 水防資機材等の充実及び点検整備

---

◎【土木管理課】

的確な水防活動を実施するためには水防資機材等を充実していく必要がある。今後、必要な資機材の充実を図るとともに、点検整備を行っておく。

- ① 洪水時等に使用できる資材の確認
- ② 緊急時に使用できる資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

#### 3 水防訓練の実施

---

◎【土木管理課】

水防技能の習熟、水防関係機関、市民との連携強化のため、水防訓練の効果的な実施方法の検討及び実施に努める。

※以下の対策は、「第2編 第2章 第5節 応急対策活動のための準備」を準用。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ○災害情報の収集・伝達体制の整備     | ○広報活動体制の整備        |
| ○消防体制の充実             | ○医療救護体制の整備        |
| ○避難活動体制の整備           | ○要配慮者対策           |
| ○給水体制の整備             | ○食料・生活関連物資供給体制の整備 |
| ○重要道路の確保体制の整備        | ○緊急輸送体制の整備        |
| ○帰宅困難者対策             | ○遺体の処理、埋・火葬の体制整備  |
| ○し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備 | ○防疫・保健衛生体制の整備     |
| ○住宅対策の体制整備           | ○文教対策の体制整備        |
| ○防災訓練の推進             |                   |

## 第6節 被害の発生防止・拡大防止対策の推進

### 第1 水害予防対策

#### 1 方針

##### ◎【土木管理課】

水害予防計画は、国、県、その他関係機関の協力を得て、河川の改修・整備及び公共下水道の整備など総合的な治水対策を図り、洪水に際し水害を防御し及びこれによる被害を軽減し、もって居住者の安全を保持する。

また、近年、市街化の進展により農地、山林等の保水・遊水機能を有している土地が減少しているため、雨水の流出量が増大し、住宅地や道路等への浸水、冠水等の被害をもたらしている。これらの浸水被害に対しては、地域の実情を踏まえ抜本的な河川改修を実施するとともに、排水路の整備及び排水機場の設置など内水対策に努める。

#### 2 河川等治水事業

##### ◎【土木建設課／土木管理課／都市計画課／農政課】

本市内を貫流する河川としては、一宮川、阿久川、鶴枝川、豊田川、南白亀川、赤目川、乗川、鹿島川、西谷川、道目亀川、梅田川、中の島川、南豊川がある。

一宮川流域では、過去に平成元年、平成8年及び平成25年に甚大な浸水被害が発生したことから、河川激甚災害特別緊急対策事業や一宮川流域茂原市街地安心プラン（100mm/h 安心プラン）により調節池整備、河道改修、下水道・流域対策及びソフト対策を組合わせた浸水対策を行ってきた。しかし令和元年10月の大雨（24時間最大雨量257mm、6時間最大雨量183mm、最大時間雨量40mm ※）では河川の溢水等により、市内では、床上1,609戸、床下1,449戸の甚大な浸水被害が発生した。こうした計画を上回る降雨に対して、関係市町村が行う内水対策や土地利用施策と河川整備が連携した「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」を実施し、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指す。併せて、関係機関や流域住民など流域のあらゆる関係者が協働し、保水・遊水機能の保全および促進を図るとともに、水害リスクを考慮したまちづくり等の総合的な治水対策を推進する「流域治水」により茂原市民の安全安心を支えて行く。

また、赤目川の改修事業については、平成7年度から広域河川改修事業及び住宅市街地基盤整備事業により、調節池の建設も含め、河川の整備に努めているところであり、その他の河川整備事業も含め、今後も更なる整備促進を図っていく。

さらに、市内に点在する農業用ため池の貯水機能を活用して、農閑期の治水対策を行っており、今後水害のない安心して住める街づくりのために努力する。

※流域平均値。なお、長柄町水上地点において、時間最大雨量86mm、3時間最大雨量204mm、24時間最大雨量360mmを記録した。

(1) 重要水防区域

級 種 別	河 川 名	重要水防区域箇所
二 級 河 川	一 宮 川	茂原市下永吉（澤尻橋）～長生郡睦沢町寺崎 長生郡長柄町刑部（新川橋）～茂原市下永吉（澤尻橋）
	豊田川	全域
	阿久川 三途川	全域 茂原市墨田（一宮川合流点）から長生郡長南町長南（長南川分岐点）

(2) 水害危険区域

降雨による氾濫が特に住宅区域に影響のある河川

級 種 別	河 川 名
二 級 河 川	一 宮 川
	鶴 枝 川
	阿 久 川
	豊 田 川
	南 白 亀 川
	赤 目 川
準 用 河 川	鹿 島 川
	乗 川
	道 目 亀 川
	梅 田 川
	中 の 島 川
	西 谷 川

各河川における危険箇所については、近年の出水により氾濫の実績があり、住家等に被害が発生した所。もしくは、氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり、氾濫のおそれがあると予想され背後に住家等がある所。

図3-1 茂原市洪水ハザードマップを参照。

(3) 雨水排水指導について

宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、県の「千葉県宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、地下水の涵養、平常時における河川流量の保全、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を指導する。

(4) 農閑期の農業用ため池を活用した治水対策

台風等の大雨による浸水被害軽減のため、台風の接近や大雨の予測に伴い総貯水量約5千トン以上の農業用ため池を対象に、地元管理団体の協力を得て、あらかじめ水位を下げるなど貯水機能の増大に取り組んでいる。

【参考】資料7-9：総貯水量約5千トン以上の農業用ため池

### 3 内水対策

#### ◎【土木管理課】

本市でも近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっている。

よって、排水不良地域における排水路等の整備を促進するとともに、次表の排水機場による排水不良危険区域の排水対策や市内の内水氾濫危険箇所への移動式ポンプの設置など、排水整備と合わせた内水排除対策を推進していくものとする。

排水不良危険区域	排水機場等設置箇所	排水ポンプ容量及び台数
茂原市下永吉	藤根排水機場	0.74 m <sup>3</sup> /s×2 台
茂原市下永吉	川間排水機場	1.30 m <sup>3</sup> /s×2 台
茂原市中の島町	中の島排水機場	3.85 m <sup>3</sup> /s×3 台
茂原市下永吉	笹塚排水ポンプ	0.06 m <sup>3</sup> /s×1 台
茂原市長清水	長清水水門ポンプゲート	2.60 m <sup>3</sup> /s×2 台
茂原市小林	川代ポンプゲート	0.24 m <sup>3</sup> /s×2 台
茂原市新小纏	東郷地先水門ポンプゲート	1.50 m <sup>3</sup> /s×2 台
茂原市腰当・渋谷	渋谷排水機場	4.30 m <sup>3</sup> /s×2 台
茂原市早野	早野排水機場	3.35 m <sup>3</sup> /s×2 台
茂原市鷺巣	鷺巣稻荷前水門ポンプゲート	1.30 m <sup>3</sup> /s×2 台

【参考】資料 7-5：排水ポンプ設置重点箇所

### 4 農地・農業施設等の水害防止対策

#### ◎【農政課】

開発整備による雨水流出量の増大、地盤沈下、気候変動による降雨量の増加等の複合要因により、大雨時には農地や農業施設等へ湛水被害が生じるおそれが大きくなっている。

このため、次表の基幹的な排水機場を適切に管理運転し、湛水被害の防止に努める。

排水機場名	設置箇所	排水ポンプ容量及び台数
千沢排水機場	茂原市千沢地先	1.150 m <sup>3</sup> /s×2 台
		0.367 m <sup>3</sup> /s×1 台
御蔵芝排水機場	茂原市御蔵芝地先	0.917 m <sup>3</sup> /s×1 台
		0.417 m <sup>3</sup> /s×1 台
清水排水機場	茂原市清水地先	0.917 m <sup>3</sup> /s×1 台
		0.417 m <sup>3</sup> /s×1 台

### 5 浸水想定区域の把握及び要配慮者利用施設における避難等

#### ◎【土木管理課／防災対策課】

住民の防災意識を向上させるために、大雨等による浸水想定区域や想定される浸水の深さ、避難場所、避難経路等を明示した洪水ハザードマップ等の周知を行うとともに、浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者等は、主体的に避難確保計画を作成し、避難訓練を実

施する。

また、水害時の水防活動に必要な水防資機材（土のう袋、スコップ等）を整備し、その維持管理に努めるものとする。

（注）要配慮者利用施設： 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【参考】資料４－３－２： 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

## 第２ 土砂災害等予防対策

### 1 土砂災害危険箇所の周知

◎【土木管理課】

県がホームページで公表している土砂災害危険箇所について広く周知するとともに、インターネットを活用できない高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所の印刷物を配布するなど必要な措置を講じるものとする。

### 2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

◎【防災対策課／土木管理課】

#### （１）土砂災害に関する情報の収集

平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視し、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防本部及び消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

#### （２）警戒避難体制の整備等

主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

- ① 土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

- ② 大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難指示等を発令する。

特に高齢者等避難は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。



また、気象台、県等に、5段階の警戒レベルとの関係を明確にして、これらを発令できるような情報提供やその他の助言を求める。

- ③ 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、主体的に避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施する。

【参考】資料4-3-2： 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

- ④ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令できるように、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの区域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- ⑤ 避難指示等発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- ⑥ 土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

### 3 防災知識の普及啓発

◎【防災対策課／土木管理課】

- ① 住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。
- ② 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知し、住民の防災知識の普及啓発に努める。

### 4 国土保全事業の推進

◎【土木管理課】

#### (1) 急傾斜地崩壊対策

- ① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

市と県で協議のうえ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

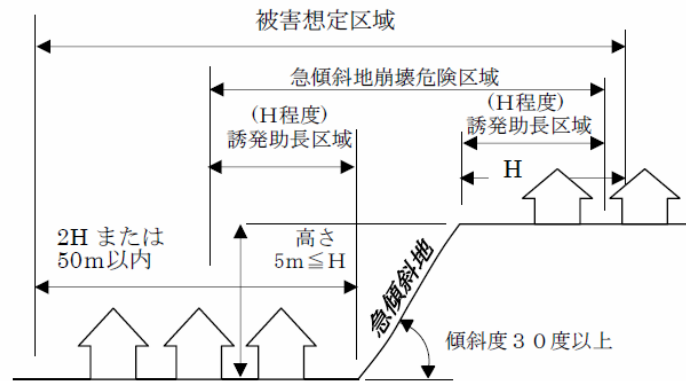
<急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。



## ② 急傾斜地崩壊防止工事

崩壊防止工事については、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、かつ地域住民の協力が得られるものから順次実施していく。

なお、実施については、原則として国・県の補助事業の認定を受け行うものとする。

## (2) 土石流対策

危険性の高い溪流には、砂防ダム、流路工事等の対策整備を県に要請する。

## (3) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区等の調査を実施している。

これらの危険地区については、降雨等により崩壊の可能性が高く、早急な復旧、予防対策を必要とする箇所から県と協議し治山事業に努める。

## 5 急傾斜地等のパトロール及び市民への危険周知

### ◎【土木管理課】

災害が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域及び危険度の高い住宅地周辺のパトロールを強化し、危険な箇所に居住する市民等に対し崩落の危険性を周知徹底する。

【参考】資料 7-2：茂原市土砂災害警戒区域等

### 第3 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。本市においても、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

#### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

##### ◎【防災対策課】

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

##### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表され、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。平常時を含めて常時10分毎に発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」

竜巻発生 確度ナウ キャスト	<p>を示すものである。「発生確度2」「発生確度1」があり、内容及び予測の的中率は以下のとおり。</p> <p>■発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要。予測の的中率は7～14%程度で、捕捉率は50～70%程度。発生確度2となっている地方（県など）に竜巻注意情報が発表される。</p> <p>■発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。予測の的中率は1～7%程度で、捕捉率は80%程度で見逃しが少ない。</p>
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

### ① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す

### ② 発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

### ③ 発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

## 2 農作物等の風害防止対策

### ◎【農政課】

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他竜巻等局地的な強風などがあり、風害に対する予防対策としては、防風林の設置をはじめ防風垣、防風網及び多目的防災網の設置等の災害対策がある。農作物の風害防止については、平常時より長生農業協同組合などと連携し、防災対策を講じ、被害の防止に努める。

### 3 電力施設風害防止対策

---

東京電力パワーグリッド株式会社は、各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

### 4 通信施設風害防止対策

---

#### ① 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

#### ② 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

#### ③ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準による。

## 第4 雪害予防対策

### 1 道路雪害防止事業

---

◎【土木管理課】

#### (1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ① 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- ② 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ③ 路面凍結防止剤の備蓄
- ④ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- ⑤ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- ⑥ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

#### (2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

##### ① 除雪作業

茂原市建設業組合の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、長生土木事務所や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

##### ② 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想されるときは気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

③ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

(3) 滞留車両における乗員保護活動の実施

市は、県や関係機関などと連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

## 2 農作物等の雪害防止対策

### ◎【農政課】

農作物が雪害を被る場合は、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分類することができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

### (1) 野菜について

#### ① 事前対策

ア ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

イ ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。

#### ② 事後対策

ア 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

イ 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

### (2) 果樹について

#### ① 事前対策

ア 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

イ 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。（防風対策の項参照）

#### ② 事後対策

ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒

土、くん炭等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。

イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

### (3) 花きについて

#### ① 事前対策

ア 하우스等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

イ ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

ウ 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行う。

エ 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

#### ② 事後対策

ア 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

イ 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

## 3 電力施設雪害防止対策

---

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも、電線への難着雪対策等必要な措置を講じる。

## 4 通信施設雪害防止対策

---

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

## 第5 火災の予防

### 1 出火の防止

◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部】

【防災対策課】

#### (1) 一般家庭に対する指導

市及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、消火器具等の普及と取り扱い方について指導を行うとともに、防災訓練時においても同様の啓発指導を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図る。

#### 【一般家庭に対する指導内容（例）】

##### ① 災害発生時の対策

- ア 自分の身の安全を守る。
- イ 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- ウ ガスの元栓を締める。
- エ 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

##### ② 平常時の対策

- ア 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- イ 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器の設置
- ウ 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

#### (2) 防火対象物の防火管理体制の確立

市及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災の応急対策が効果的に行える行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図るものとする。

#### (3) 予防査察の強化指導

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、消防法第4条の規定による立ち入り検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期す。

#### (4) 危険物施設等の保安監督の指導

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立ち入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行なうものとする。



### (5) 化学薬品等の出火防止

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局等の立ち入り検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

### (6) 消防同意制度の活用

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時に防火の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的な運用を図るものとする。

## 2 初期消火

---

### ◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部】

#### 【防災対策課】

- ① 市及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励するものとする。
- ② 市及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、地域住民や自主防災組織に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

## 3 延焼拡大の防止

---

### ◎【長生郡市広域市町村圏組合消防本部・消防団】

#### 【防災対策課】

### (1) 常備消防の強化

長生郡市広域市町村圏組合消防本部は、災害態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図るものとする。

### (2) 消防団の強化

消防団は、災害時に長生郡市広域市町村圏組合消防本部を補完し、消火活動を行うとともに、平常時は住民等に対して出火防止の指導を行っていく。また、災害時の活動に対応できるよう可搬ポンプ等を整備し、活動体制の強化を図るものとする。

なお、消防団員が減少していることから、団員確保のため、以下の点について留意する。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別団員・分団の採用の推進

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制

#### 第1 災害対策本部の設置

活動項目	担 当
1 意思決定	市長・副市長・教育長・総務部長・企画財政部長
2 応急対策本部の設置	—
3 災害対策本部の設置・廃止の基準	
4 災害対策本部の設置・運営	全職員
5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌	

#### 1 意思決定（職務の代理）

災害応急対策に係る意思決定は、災対法等に基づき市長（災害対策本部長）が行う。不在等の場合で意思決定を行えない場合は、副市長、教育長、総務部長、企画財政部長の順にその職務を代理する。

#### 2 応急対策本部の設置

総務部長は、第2配備基準に相当する災害が起き、市長が必要と認めたときは応急対策本部を設置する。会議の召集及び長は総務部長とし、本部員の構成並びに協議事項は以下のとおりとする。なお、応急対策本部の設置場所及び運営等は4に準じて行う。また、総務部長は、災害対策本部が設置されたとき、又は継続の必要がないと市長が認めたときは、応急対策本部を廃止する。

構 成	協議事項
■総務部長 ■市民部長 ■経済環境部長 ■教育部長 ■防災対策課長	■企画財政部長 ■福祉部長 ■都市建設部長 ■総務課長
	その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■被害情報の収集 ■県又は防災関係機関からの情報収集 ■今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ■その他

（注）本市は大規模な災害に見舞われていないが、他市町村において大規模な被害が生じ、本市からの支援が必要な場合、市長が必要と認めたときは「応急対策本部」を設置する。

### 3 災害対策本部の設置・廃止の基準

#### (1) 災害対策本部設置基準

市長は、次の基準に達し市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるとき災害対策本部（以下「本部」）を設置する。

- |                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 銚子地方気象台から大雨、洪水又は暴風に関する警報が発表されたとき。</li><li>② 警報段階において、大雨等の状況、台風の進路、速度、規模等から相当の被害が予想されるとき。</li><li>③ 現に市内に災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 廃止基準

- ① 本部長は、次の基準の全てを満たした場合、本部会議結果を踏まえ本部を廃止する。
  - ア 災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
  - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
  - ウ 総務対策部災害対策班において、当該災害に係る報告書が調製され本部会議で了承されたとき。
- ② 上の①により廃止する場合において、当該災害関連事務事業の継続性確保を必要とするとき、関係部長は本部設置の体制に準じ事務を継続し対処するものとする。
- ③ 本部を廃止した場合の通知は、本部設置時に準じて処理する。

### 4 災害対策本部の設置・運営

#### (1) 災害対策本部の設置場所

茂原市役所庁舎をもって災害対策本部設置場所とする。

災害対策本部を設置したときは関係者にわかるよう1階総合案内前及び3階庁議室前に「茂原市災害対策本部」、501会議室前に「茂原市災害対策本部事務局」の表示をする。

#### (2) スペースの確保等

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に設置できない場合、市民室又は被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

また、非常電源及び無線機能の確認を行う。電源、通信機能に障害がある場合、直ちに電力会社及び東日本電信電話(株)に対応を要請する。

必要なスペース	確保場所	活動内容
災害対策本部室	3階庁議室	※災害対策本部会議開催のためのスペース
災害対策本部事務局室	501・502会議室	※情報の集約及び活動の全体調整のためのスペース ※電話、FAX、コピー機、パソコン（庁内情報システム、県防災情報システム等）、プリンター、県防災行政無線（4F設置）等通信設備の配置及び確保

応援調整室	301会議室・ 505会議室	※自衛隊の活動調整・事務を行うためのスペース ※その他応援機関の活動調整・事務を行うためのスペース
災害対策調整会議室	503会議室	※災害対策調整会議開催のためのスペース
プレスルーム	1階資料室	※記者発表を行うためのスペース ※報道機関が待機等を行うためのスペース

### (3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、次により通知するものとする。

通知先	通知方法	連絡先
市本部・各対策部	庁内放送・庁内情報システム・防災行政無線・電話・口頭	※詳細は、 防災行動マ ニュアル参 照
千葉県、県内市町村	県防災情報システム・FAX・電話（県防災電話）	
長生地域振興事務所 長生土木事務所 長生健康福祉センター	県防災情報システム・FAX・防災行政無線・電話（県防災電話）	
長生郡市広域市町村圏組 合消防本部	電話（県防災電話）・メール・FAX・県防災情報システム	
防災関係機関	電話・メール・FAX	
茂原警察署	電話・FAX	
報道機関	電話・メール・FAX	
市民、自治会、自主防災組織	防災行政無線・戸別受信機・広報車・ホームページ・メール	

(注) 国（消防庁）へは、県に連絡ができない場合通知する。

電話番号：03-5253-5111

### 【参考】資料3：災害時連絡先一覧表

#### (4) 災害対策本部会議及び各部との調整

##### ① 災害対策本部会議

災害対策本部会議は必要の都度開催し、重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。場所は、3階庁議室にて行う。

ア 災害対策本部の報告事項・・・・・・防災対策課長及び各部長が行う。

- ・天候予測、降雨量及び水位等の状況
- ・被害状況報告
- ・各対策部の対応状況

イ 協議事項

- ・災害応急対策の基本方針に関すること。
- ・動員配備体制への対応に関すること。
- ・避難指示等に関すること。
- ・各対策部班間の調整事項の指示に関すること。
- ・応援要請に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・避難所の開設その他避難者対応に関すること。
- ・災害復旧及び市民の復興に関すること。
- ・災害救助法適用に関すること。
- ・災害対策経費の処理に関すること。
- ・その他災害対策の重要事項に関すること。

② 本部連絡員

ア 本部連絡員は、各対策部長が指名する者をもって充てる。

イ 本部連絡員は、本部長の命を受けて各対策部相互間及び各対策部内の連絡調整並びに各種の情報収集・伝達事務を担当する。

③ 災害対策本部と各対策部及び各班の連絡方法

ア 本部長の命令及び本部会議で決定した事項は、本部連絡員を通じて各対策部及び各班に連絡するものとする。

イ 各対策部及び各班で収集した情報又は実施した対策のうち本部長あるいは他の各対策部及び各班が承知しておく事項は、本部連絡員を通じて本部に報告するものとする。

(5) 防災関係機関等との調整

① 県現地災害対策本部への協力

県が本市に現地災害対策本部を設置する場合、庁舎内スペースの提供、合同会議の開催等情報の共有及び活動の調整のための必要な協力を行う。

② 災害対策調整会議

本部を設置した場合、防災関係機関及び民間団体との間の連絡調整を図るため、災害対策調整会議を原則として毎朝夕開催する。

(内容)

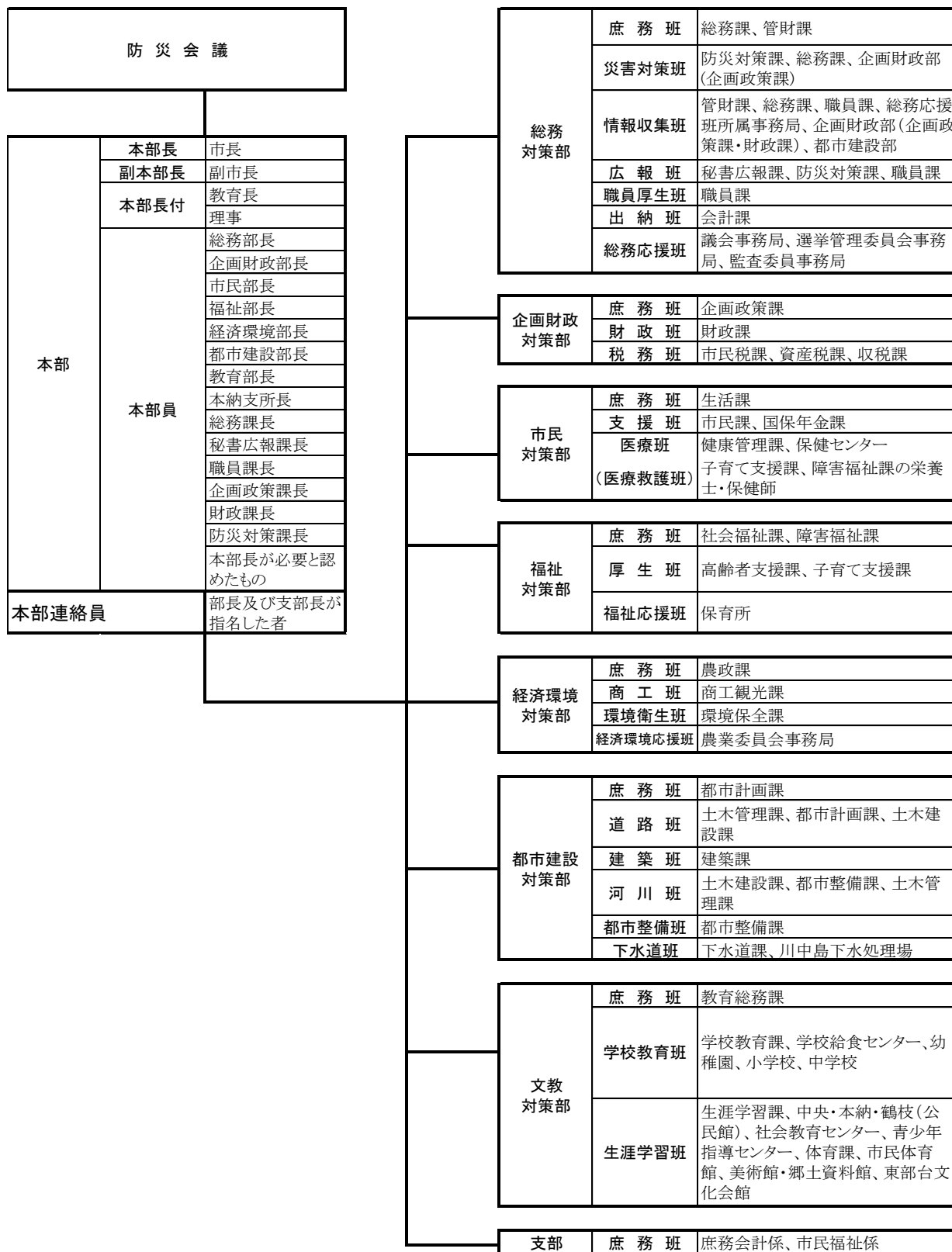
- ・被害状況報告
- ・各機関の活動状況報告
- ・各機関の活動内容の調整
- ・各機関の活動地域の調整

【参考】資料 1－3：茂原市災害対策本部条例

資料 1－4：茂原市災害対策本部運営規程

## 5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

### (1) 災害対策本部の組織図



(2) 災害対策本部各部の事務分掌

【時間経過別総括表】

活動業務	担当班	発災前	30分以内	24時間以内	24時間以降	3日目以降
<b>第1節 活動体制</b>						
第1 災害対策本部の設置	全職員	○	○	○	○	○
第2 動員配備	全職員、総務対策部職員厚生班	○	○	○	○	○
第3 情報通信手段の確保	総務対策部広報班	○	○	○	○	○
第4 公共的団体等との連携	総務対策部庶務班・職員厚生班	○	○	○	○	○
第5 応援要請	総務対策部災害対策班・職員厚生班		○	○	○	○
第6 他地域への支援	(防災対策課、職員課)			○	○	○
第7 自衛隊の災害派遣要請	総務対策部災害対策班		○	○	○	○
第8 ボランティアとの連携	福祉対策部庶務班			○	○	○
第9 災害救助法の適用	福祉対策部庶務班			○	○	○
<b>第2節 警戒期における災害応急対策活動</b>						
第1 気象予警報・水防情報に関する情報の収集・伝達	(防災対策課、総務課、土木管理課、社会福祉課)	○	○	○	○	○
第2 水防活動	(関係各課)	○	○	○	○	○
第3 避難	総務対策部庶務班・災害対策班・広報班、福祉対策部各班	○	○	○	○	○
第4 指定避難所の開設・運営	福祉対策部厚生班	○	○	○	○	○
<b>第3節 発災時における災害応急対策活動</b>						
第1 被害情報等の収集・伝達	総務対策部庶務班・情報収集班・広報班・都市建設対策部庶務班		○	○	○	○
第2 災害の拡大防止と二次災害の防止	総務対策部災害対策班・広報班、都市建設対策部道路班・建築班・河川班			○	○	○
第3 消防活動			○	○	○	○
第4 救助、救急、捜索	総務対策部情報収集班		○	○	○	○
第5 広報	総務対策部広報班			○	○	○

活動業務	担当班	発災前	30分以内	24時間以内	24時間以降	3日目を以降
<b>第3節 発災時における災害応急対策活動</b>						
第6 医療救護	総務対策部災害対策班、市民対策部医療班			○	○	○
第7 要配慮者の安全確保	福祉対策部各班、都市建設対策部建築班、文教対策部学校教育班	○	○	○	○	○
第8 重要道路の確保	総務対策部庶務班、都市建設対策部道路班、経済環境対策部環境衛生班			○	○	○
第9 輸送手段の確保	総務対策部庶務班・災害対策班			○	○	○
第10 給水	市民対策部医療班、福祉対策部庶務班			○	○	○
第11 食料の供給	市民対策部支援班			○	○	○
第12 生活必需品等の供給	経済環境対策部商工班			○	○	○
第13 帰宅困難者対策	総務対策部庶務班・広報班、福祉対策部厚生班			○	○	○
第14 遺体の処理、埋・火葬	市民対策部各班、福祉対策部庶務班			○	○	○
第15 し尿及び廃棄物の収集処理	経済環境対策部環境衛生班			○	○	○
第16 防疫・保健衛生	市民対策部医療班、経済環境対策部環境衛生班				○	○
第17 住宅対策	企画財政対策部税務班、都市建設対策部建築班				○	○
第18 文教対策	文教対策部学校教育班				○	○
第19 義援金・義援物資の受付・配分	総務対策部出納班、経済環境対策部商工班				○	○
第20 生活関連施設等の応急対策	総務対策部庶務班			○	○	○



活動業務	担当班	発災前	30分以内	24時間以内	24時間以降	3日目以降
<b>第4節 被災者の生活再建</b>						
第1 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	市民対策部庶務班					○
第2 罹災証明書の発行	企画財政対策部税務班				○	○
第3 被災者の心のケア対策	市民対策部医療班					○
第4 被災者生活再建支援金等	福祉対策部庶務班					○
第5 市税の減免等	企画財政対策部税務班、市民対策部支援班、福祉対策部庶務班・厚生班					○
第6 被災農業者、中小企業への対策	経済環境対策部庶務班・商工班					○

(※) 上記の○は、活動業務の実施時期を示す。

【班別の事務分掌】

部名	班名(班長)	所属	活動内容	該当箇所	頁
<b>総務対策部</b>  部長： 総務部長  副部長： 総務部次長	<b>庶務班</b> (総務課長)	総務課、管財課	1 各部、各班との連絡調整		
			2 各部所管施設の情報収集等	第2節第2	震-138
			3 車両の確保	第2節第12	震-173
			4 公共的団体等との連携	第1節第4	震-106
			5 交通規制等の実施	第2節第11	震-171
			6 生活関連施設等の応急対策	第2節第23	震-197
			7 部内各班取りのまとめ		
			8 災害対策本部会議の設置	第1節第1	震-82
			9 災害対策本部会議の運営	第1節第1	震-82
	<b>災害対策班</b> (防災対策課長)	防災対策課、総務課、企画財政部(企画政策課)	1 気象、河川等の情報収集	第2節第1	風-58
			2 災害対策方針等の決定	第1節第1	風-32
			3 避難指示等の発令	第2節第3	風-62
			4 指定公共機関との連絡調整	第1節第4	風-57
			5 応援要請・受入(自衛隊の災害派遣要請を含む。)	第1節第5 第1節第7	風-57
			6 長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団との連絡	第3節第3	風-80
			7 ヘリコプターの確保	第3節第9	風-82
			8 他地域への支援	第1節第6	風-57
	<b>情報収集班</b> (管財課長)	管財課、総務課、職員課、総務応援班所属事務局、企画財政部(企画政策課・財政課)、都市建設部	1 被害情報の収集及び集計	第2節第2	震-136
			2 被害情報等の取りまとめ	第2節第2	震-140
			3 市民等からの被害情報の収集、庶務班への報告	第3節第1	風-71
			4 行方不明者に関する相談窓口の設置	第3節第4	風-82
	<b>広報班</b> (秘書広報課長)	秘書広報課、防災対策課、職員課	1 情報通信手段の確保	第1節第3	風-57
			2 風水害、土砂災害情報の収集・伝達	第2節第1	風-58
			3 市防災行政無線の運用	第1節第3	風-57
			4 防災情報のメール配信	第1節第3	風-57
			5 避難誘導に係る広報	第2節第3	風-63
			6 県防災情報システムによる報告	第3節第1	風-71
			7 広報全般に関すること	第3節第5	風-82
			8 報道機関への対応	第3節第5	風-82
			9 被害状況等の記録	第3節第5	風-82

部名	班名(班長)	所属	活動内容	該当箇所	頁	
<b>総務対策部</b>	<b>職員厚生班</b> (職員課長)	職員課	1 職員の動員・配備・調整	第1節第2	風- 46	
			2 食料、寝具等職員の厚生に関する こと	第1節第2	風- 52	
			3 人的公用負担、労働者の雇用	第1節第4	風- 57	
			4 職員の派遣要請・あっせん要請	第1節第5	風- 57	
			5 公務災害補償に関する こと	第1節第5	風- 57	
			6 他地域への支援	第1節第6	風- 57	
	<b>出納班</b> (会計課長)	会計課	義援金の募集・受付・保管・配分	第3節第19	風- 84	
<b>総務応援班</b> (◎議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)  ※◎は主班長以下同じ	議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局	部内他班の応援				
<b>企画財政対策部</b>  部長： 企画財政部長 副部長： 企画財政部次長	<b>庶務班</b> (企画政策課長)	企画政策課	1 部内各班の取りまとめ			
			2 総務対策部及び部内他班への 応援			
	<b>財政班</b> (財政課長)	財政課	1 災害対策予算及び資金の調整、 災害復旧・復興予算の編成			
			2 総務対策部及び部内他班への 応援			
	<b>税務班</b> (◎市民税課長、資産税課長、 収税課長)	市民税課、 資産税課、 収税課	1 家屋・土地等の被害調査	第3節第1	風- 71	
			2 罹災証明書及び被災証明の発行	第3節第17	風- 83	
			3 市税の減免等	第4節第2	風- 85	
			4 総務対策部及び部内他班への 応援	第4節第5	風- 85	
	<b>市民対策部</b>  部長： 市民部長 副部長： 市民部次長	<b>庶務班</b> (生活課長)	生活課	1 遺体の処理、埋火葬	第3節第14	風- 83
				2 生活再建支援のための情報提 供・相談・巡回受付	第4節第1	風- 85
3 対策部内各班の取りまとめ						
4 部内他班の応援						

部名	班名(班長)	所属	活動内容	該当箇所	頁	
市民対策部	支援班 (◎市民課長、国保年金課長)	市民課、国保年金課	1 食料の供給	第3節第11	風- 83	
			2 埋火葬許可書の発行	第3節第14	風- 83	
			3 国民健康保険税の減免等	第4節第5	風- 85	
			4 部内他班の応援			
	医療班 (医療救護班) (◎健康管理課長、保健センター長)	健康管理課 保健センター、子育て支援課、障害福祉課 ※栄養士、保健師	1 医療機関の被害状況把握	第3節第1	風- 75	
			2 災害時の医療救護	第3節第6	風- 82	
			3 給水	第3節第10	風- 82	
			4 遺体の処理・検案	第3節第14	風- 83	
			5 防疫・保健衛生	第3節第16	風- 83	
			6 被災者の心のケア対策	第4節第3	風- 85	
			7 部内他班の応援			
	福祉対策部  部長：福祉部長  副部長：福祉部次長	庶務班 (◎社会福祉課長、障害福祉課長)	社会福祉課、障害福祉課	1 社会福祉施設等の被害状況把握	第3節第1	風- 75
				2 要配慮者の安全確保	第3節第7	風- 82
3 災害ボランティアセンターの運営支援				第1節第8	風- 57	
4 災害救助法の適用				第1節第9	風- 57	
5 遺骨・遺留品の保管、引き取り				第3節第14	風- 83	
6 被災者生活再建支援金等の配布				第4節第4	風- 85	
7 特別障害者手当等の所得制限の一時解除				第4節第5	風- 85	
8 部内各班の取りまとめ						
9 部内他班の応援						
厚生班 (◎高齢者支援課長、子育て支援課長)		高齢者支援課、子育て支援課	1 指定避難所の開設	第2節第4	風- 65	
			2 避難者の収容状況の把握	第2節第4	風- 67	
			3 指定避難所の管理・運営、避難者への情報提供、環境への配慮等	第2節第4	風- 67	
			4 保育所・学童クラブにおける園児・児童の保護	第3節第7	風- 82	
			5 介護保険料等の減免	第4節第5	風- 85	
			6 部内他班の応援			
福祉応援班 (市内保育所長)		市内保育所	1 保育園児の安全確保	第3節第7	風- 82	
			2 保育施設の被害状況把握	第3節第1	風- 75	
			3 他班への応援			
			4 部内他班の応援			

部名	班名（班長）	所属	活動内容	該当箇所	頁
<b>経済環境 対策部</b>  部長： 経済環境 部長  副部長： 経済環境 部次長	<b>庶務班</b> （農政課長）	農政課	1 農業用施設の被害状況把握	第3節第1	風- 75
			2 被災農業関係者への融資	第4節第6	風- 85
			3 部内各班の取りまとめ		
			4 部内他班の応援		
	<b>商工班</b> （◎商工観光 課長）	商工観光 課	1 商工関係施設の被害状況把握	第3節第1	風- 75
			2 生活必需品、その他日常応急物資の調達及びあっせんに関する こと	第3節第12	風- 83
			3 義援品の募集・受付・保管・配 分	第3節第19	風- 84
			4 大規模集客施設の被害調査、情 報提供及び支援に関する こと	第3節第1	風- 75
			5 被害商工業者への融資	第4節第6	風- 85
			6 部内他班の応援		
	<b>環境衛生班</b> （環境保全課 長）	環境保全 課	1 災害廃棄物の収集及び処理に 関すること	第3節第15	風- 83
			2 し尿・ごみの収集及び処理に 関すること	第3節第15	風- 83
			3 防疫・保健衛生	第3節第16	風- 83
			4 仮設トイレの確保	第3節第15	風- 83
			5 死亡動物の処理に関する こと	第3節第15	風- 83
			6 防疫活動	第3節第15	風- 83
			7 放浪動物、ペットへの対応	第3節第15	風- 83
			8 長生郡市広域市町村圏組合環 境衛生課との調整に関する こと		
			9 放射線対策に関する こと		
			10 部内他班の応援		
<b>経済環境応援            班</b> （◎農業委員 会事務局長）	農業委員 会事務局	部内他班の応援			

部名	班名（班長）	所属	活動内容	該当箇所	頁
<b>都市建設 対策部</b>  部長： 都市建設 部長  副部長 都市建設 部次長	<b>庶務班</b> （都市計画課 長）	都市計画 課	1 被災宅地危険度判定	第3節第2	風- 79
			2 部内各班の取りまとめ		
			3 部内他班の応援		
	<b>道路班</b> （土木管理課 長）	土木管理 課、都市計 画課、土木 建設課	1 道路及び橋梁等の被害状況把握	第3節第1	風- 75
			2 重要道路の確保	第3節第8	風- 82
			3 部内他班の応援		
	<b>建築班</b> （建築課長）	建築課	1 市有建築物の被害状況把握	第3節第1	風- 73
			2 住宅のニーズ把握及び住宅相談	第3節第17	風- 83
			3 住宅の応急修理	第3節第17	風- 83
			4 応急仮設住宅の募集、建設（要配慮者への対応も含む）	第3節第17 第3節第7	風- 83 風- 82
			5 部内他班の応援		
	<b>河川班</b> （土木建設課 長）	土木建設 課、都市整 備課、土木 管理課	1 河川、排水路等公共土木施設の被害状況把握	第3節第1	風- 75
			2 水害・土砂災害の防止	第3節第2	風- 79
			3 崖崩れの応急対策		
			4 部内他班の応援		
	<b>都市整備班</b> （都市整備課 長）	都市整備 課	1 公園施設の被害状況把握	第3節第1	風- 73
			2 区画整理、市街地再開発等		
			3 部内他班の応援		
	<b>下水道班</b> （◎下水道課 長、川中島下 水処理場長）	下水道課、 川中島下 水処理場	1 下水道施設の被害状況把握	第3節第1	風- 75
			2 下水道施設の応急復旧		
			3 部内他班の応援		

部名	班名（班長）	所属	活動内容	該当箇所	頁	
<b>文教対策部</b>  部長： 教育部長  副部長： 教育部次長	<b>庶務班</b> （教育総務課長）	教育総務課	1 部内各班の取りまとめ			
			2 応急教育の実施			
			3 部内他班の応援			
	<b>学校教育班</b> （◎学校教育課長、学校給食センター長、各幼稚園長、各小中学校長）	学校教育課、学校給食センター、各幼稚園、各小中学校	1 学校教育施設の被害状況把握	第3節第1	風- 75	
			2 学校教育関連施設における避難所の開設及び収容	第2節第4	風- 65	
			3 小中学校・幼稚園における児童・生徒・園児の保護	第3節第7	風- 82	
			4 応急教育の実施、学用品の供与	第3節第18	風- 84	
			5 部内他班の応援			
	<b>生涯学習班</b> （◎生涯学習課長、体育課長、各館長（本納公民館は管理事業係長）、各センター長）	生涯学習課、体育課、各館、各センター	1 社会教育関連施設の被害状況	第3節第1	風- 75	
			2 社会教育関連施設における避難所の開設及び収容	第2節第4	風- 65	
			3 部内他班の応援			
	<b>支部</b> 部長：本納支所長	<b>庶務班</b> （庶務会計係長、市民福祉係長）	庶務会計係、市民福祉係	1 所管区域内の被害状況把握	第3節第1	風- 73
				2 本部との連絡調整		

（注） 災害対策においては、災害の規模、様相、時間の経過等に応じて、災害対策の全般が能率的に行われるよう組織及び事務分掌を柔軟に見直すことができる。

## 第2 動員配備

活動項目	担当対策部・班
1 動員配備基準	全職員
2 動員配備体制と役割	
3 動員に関する職員への伝達	
4 職員の服務	
5 要員配備の調整	総務対策部職員厚生班
6 職員の健康管理	

### 1 動員配備基準

災害時の動員配備基準は原則として以下のとおりである。なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。また、災害の程度を見極め（その予測を含む。）第4配備、第5配備体制に移行する。

水防本部は、災害対策本部が設置された時点で吸収されるものとする。

#### (1) 災害対策本部設置前の配備基準

配備種別	警 報	発表基準	配備を要する課等
第1配備	大雨警報 (浸水害:基準Ⅱ) (土砂災害)	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 (次に該当する場合) 浸水害:表面雨量指数(※1)23以上 土砂災害:土壌雨量指数(※2)126以上が予想される場合	【総務部】防災対策課、総務課 【都市建設部】土木建設課、土木管理課、下水道課、本納支所
	洪水警報 (基準Ⅱ)	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合 (次に該当する場合) 流域雨量指数(※3)(一宮川)24.3以上、(阿久川)9.5以上、(赤目川)8.8以上等	
<p>【配備基準】 上記の警報及び暴風警報のうち1以上が茂原市に発表、あるいは予想され、市長が情報収集する体制が必要と認めたとき</p> <p>【配備内容】 災害関係部課の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>			



配備種別	警 報	発表基準	配備を要する課等
第2 配備	大雨警報 (浸水害:基準Ⅲ) (土砂災害)	大雨によって、重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合 (次に該当する場合) 土砂災害：土砂災害警戒情報の発表が予想される場合	第1 配備に加え 【総務部】秘書広報課、職員課、管財課 【企画財政部】企画政策課、財政課、市民税課、資産税課、収税課 【市民部】生活課、市民課、国保年金課、健康管理課（保健センター）
	洪水警報 (基準Ⅲ)	洪水によって、重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合 (次に該当する場合) 流域雨量指数（※3） (一宮川)26.7 以上、(阿久川)11.5 以上、(赤目川)11.0 以上等	【福祉部】社会福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、子育て支援課 【経済環境部】農政課、商工観光課、環境保全課 【都市建設部】都市計画課、建築課、都市整備課 【教育部】教育総務課、学校教育課、生涯学習課、体育課、各公民館、各小中学校、各幼稚園、美術館・郷土資料館 【その他】会計課
<p>【 配備基準 】</p> <p>① 上記の警報及び暴風警報のうち1以上が茂原市に発表、あるいは予想され、市長が災害対策本部設置への準備が必要と認めたとき</p> <p>② その他小規模な災害が発生し、応急処置等が必要と認めたとき</p> <p>【 配備内容 】</p> <p>第1 配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>			

<参考>

- ※1 表面雨量指数 : 表面の被覆状況や地質、地形勾配等の地理情報を考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさをタンクモデルにより算出した指標
- ※2 土壌雨量指数 : 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。
- ※3 流域雨量指数 : 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指標。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 災害対策本部設置後の配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3 配備	①大雨特別警報(注)が発表されたとき ②土砂災害警戒情報が発表された場合、局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき ③本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき ④大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その要員はあらかじめ定める。	第2 配備に加え 選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、保育所、学校給食センター、東部台文化会館、青少年指導センター、社会教育センター
第4 配備	大規模な災害が発生した場合又は市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で本部長が必要と認めたとき	第3 配備を強化する体制とし、その要員はあらかじめ定める。	本部及び支部を構成する全ての市の機関
第5 配備	市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で本部長が必要と認めたとき	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とする。	全ての所属職員

(注) 「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されるもの(平成25年8月30日より運用開始)。特別警報の対応・行動等は以下のとおり(気象庁HPより抜粋)。

	気象警報等の種類及び茂原市での基準			市の対応	住民の行動
	大雨 (土砂災害)	大雨 (浸水害)	暴風		
特別警報 (重大な災害の起こるおそれが著しく大きい)	大雨特別警報 (土砂災害) 土壌雨量指数(SWI)256~287(格子による)が10格子以上	大雨特別警報 (浸水害) 流域雨量指数(ROI)40~314(格子による)が20格子以上又は表面雨量指数(FPI)50が30格子以上	暴風特別警報 中心気圧 930hPa以下又は最大風速 50m/s以上の台風等が来襲する場合	・緊急安全確保措置を指示 ・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知	・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置

### (3) 配備の特例

- ① 災害対策本部設置後、災害の規模が縮小したとき、又は災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、市長（本部長）は、必要に応じて配備体制を縮小することができる。
- ② 市長（本部長）は、災害の状況その他必要があると認めるときは、特定の部又は課等に種別の異なる配備体制を指令することができる。

## 2 動員配備体制と役割

### (1) 第1配備

銚子地方気象台から大雨、洪水、暴風に関する警報が発表、あるいは予想され、市長が情報収集する体制が必要と認める場合に第1配備体制をとる。

なお、第1配備体制をとることについて、総務部長は都市建設部長と協議の上、市長の判断を仰ぐ。

#### 【所属動員】

- ① 総務課長は、動員された防災対策課及び総務課の職員により、次の編成により第1配備体制を確立する。必要に応じて総務部職員の動員ができるものとする。

区分	業務内容	摘要
庶務担当	1 総括的対応 2 気象情報の収集・分析（雨量等の見込の把握） 3 第2配備への準備 4 車輛担当・記録担当出動準備要請 5 各種報告・記録様式の準備 6 無線機器作動確認	総務課 防災対策課
情報収集担当	1 被害情報の収集整理 2 市民情報の収集整理	
職員伝達担当	1 第1配備動員者の把握 2 第2配備連絡準備	
広報担当	1 第1広報担当（防災行政無線・メール）による情報伝達 2 庁内放送（配備体制及び状況等伝達）	

- ② 都市建設部（土木建設課長・土木管理課長・下水道課長）は、動員された職員について業務分担を定め、水防活動の配備体制を確立する。（水防計画による）
- ③ 支所長は、動員された支所職員により、第1配備体制を確立する。

#### 【直近動員】

避難所開設準備及び自主避難等の対応のために、総務部長からの指示に基づき、防災対策課が参集する。

(2) 第2配備

銚子地方気象台から大雨、洪水、暴風に関する警報が発表され、市長が災害対策本部設置への準備が必要と認める場合に第2配備体制をとる。

第2配備体制をとることについて、総務部長は都市建設部長と協議の上、市長の判断を仰ぐ。また、市長が必要と認めるときは応急対策本部を設置する。

【所属動員】

① 総務部：総務部長は動員された総務部職員を次表の各班に割振り、第2配備体制を確立する。業務内容及び配置職員規模は、災害の程度及び災害対策本部設置の可能性等を考慮し対応する。なお、必要な場合は、企画財政部の応援を求める。

班区分	業務内容
庶務班 (班長：総務課長)	1 庁舎の被害状況把握、管理 2 車両の確保、管理 3 その他必要事項
災害対策班 (班長：防災対策課長)	1 気象等の情報収集 2 災害対策方針の立案及び総合調整 3 防災関係機関等へ情報伝達・協力要請 4 その他必要事項
情報収集班 (班長：管財課長)	1 被害情報の収集・整理 2 統合型GISへの入力 3 各記録様式準備
広報班 (班長：秘書広報課長)	第1広報担当 1 通信機器(無線)作動確認 2 防災行政無線・メールによる伝達 3 庁内放送(第2配備開始・現況) 4 水害危険区域自治会又は自主防災組織伝達
	第2広報担当 1 班編成確認及び配車 2 広報文準備 3 ハンドマイク準備
	第3広報担当 1 報道対応 2 写真、記録
職員厚生班 (班長：職員課長)	1 第2配備体制連絡 2 配備人員確認 3 第3配備体制連絡準備

② 都市建設部：都市建設部は、以下の通り、水防本部を設置する。

ア 警報の発表に加えて集中豪雨等による被害のおそれがある場合には、都市建設部長は総務部長との協議を踏まえて、市長に水防本部設置の判断を仰ぐ。

イ 都市建設部長は水防本部の所在を示す表示をするとともに、水防配備体制を確立する。  
(水防計画による)

- ③ その他の部：企画財政部長、市民部長、福祉部長、経済環境部長、教育部長、支所長は、動員された職員を各班に割振り、第2配備体制を確立する。

**【直近動員】**

避難所開設準備及び自主避難等の対応のために、総務部長からの指示に基づき、防災対策課が参集する。

**(3) 第3配備以降**

災害対策本部設置と同時に、総務対策部長は職員厚生班長に第3配備体制の指示をする。これに基づき、同班長は、職員厚生班に第3配備の連絡を行うよう指示をする。

また、災害の程度を見極め、順次第4配備、第5配備体制に移行する。

班編成と役割は次の通りで、各部の業務内容は事務分掌のとおり。

**【所属動員】**

- ① 総務対策部：総務対策部長は動員された総務対策部職員を下表の各班に割振り、災害対策本部事務局の体制を確立する。必要な場合は、総務応援班に応援を求める。

班区分	業務内容
庶務班 (班長：総務課長)	1 庁舎の被害状況把握、管理 2 車両の確保、管理 3 災害対策本部の運営 4 その他必要事項
災害対策班 (班長：防災対策課長)	1 気象等の情報収集 2 災害対策方針の立案及び総合調整 3 応援要請・受入（自衛隊への災害派遣要請含む。） 4 防災関係機関等へ情報伝達・協力要請 5 防災会議に関すること 6 その他必要事項
情報収集班 (班長：管財課長)	1 被害情報の収集・整理 2 統合型GISへの入力 3 市民情報収集体制の強化（問合せ窓口設置） 4 各記録様式準備
広報班 (班長：秘書広報課長)	第1広報担当 1 県防災情報システムの操作 2 防災行政無線・メールによる伝達 3 庁内放送（第3配備開始・現況） 4 水害危険区域自治会又は自主防災組織伝達
	第2広報担当 1 広報車による広報

広報班 (班長：秘書広報課長)	2 ハンドマイクによる広報
	第3広報担当 1 報道対応 2 写真、記録
職員厚生班 (班長：職員課長)	1 第3配備体制連絡 2 職員の動員及び配備計画の総合調整 3 食料、寝具等職員の厚生に関すること

※摘要（班員）は、これを基準とし状況により調整するものとする。

② その他の部長・支所長は、動員された職員を各班に割振り、第3配備体制を確立する。

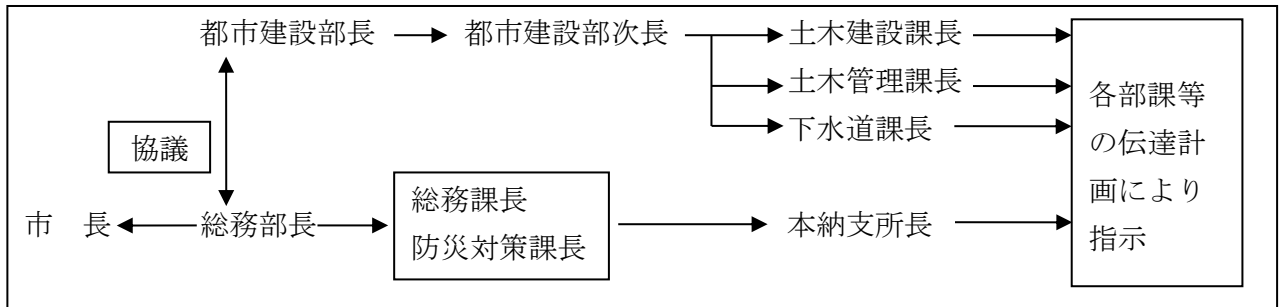
**【直近動員】**

あらかじめ指定した場所に参加し、指定避難所において活動する。

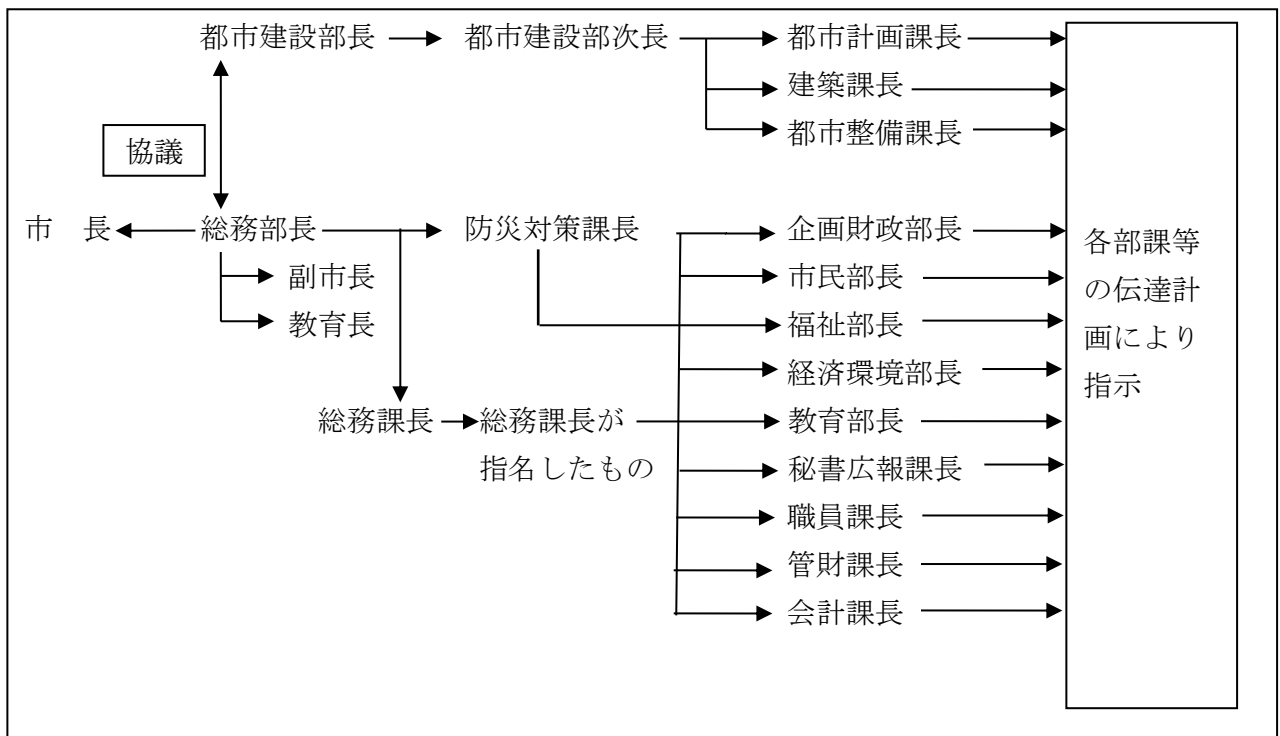
### 3 動員に関する職員への伝達

(1) 伝達の流れ ( → …伝達 ← …上申 ↔ …協議 )

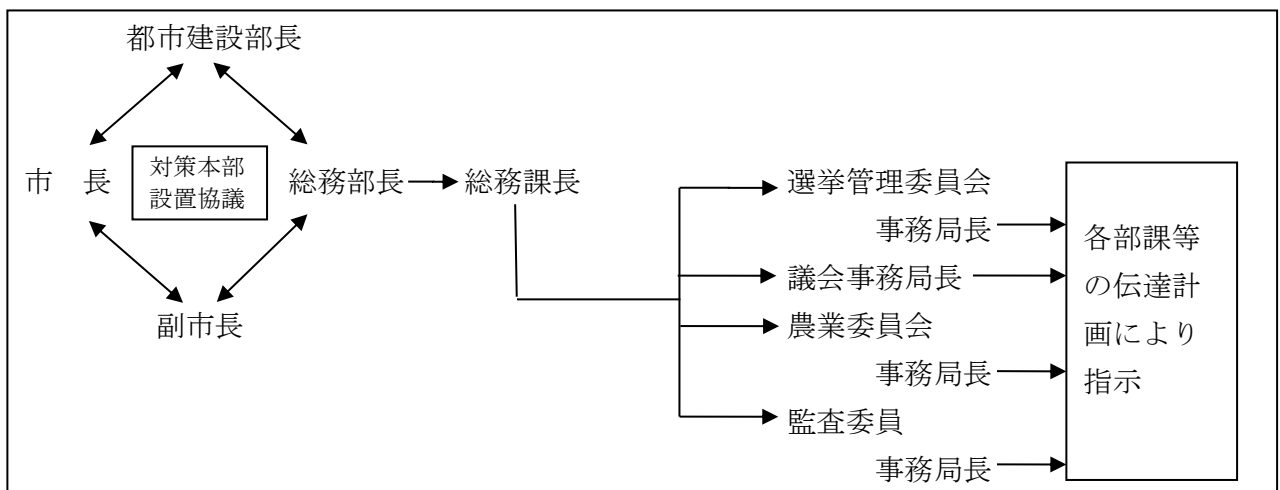
#### 【第1 配備体制】



#### 【第2 配備体制】



#### 【第3 配備体制】



(2) 職員への伝達

- ① 部長及び支所長は、それぞれ各班の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ定めた方法により職員に伝達する。
- ② 動員の区分
  - ア 所属動員
    - 本部長、副部長、班長、班員で、自らの勤務場所に参集する直近動員以外の職員
  - イ 直近動員
    - 指定避難所に参集することをあらかじめ指定された職員

(3) 職員の参集場所

【第1配備・第2配備】

いつ	誰の指示により	誰が	どこへ
勤務時間内	所属班長より指示 (庁内放送等)	所属動員	自らの勤務場所へ参集
	防災対策課より指示	直近動員	指定避難所へ参集
勤務時間外	所属班長より指示 (職員伝達系統表)	所属動員	自らの勤務場所へ参集
	防災対策課より指示	直近動員	指定避難所へ参集

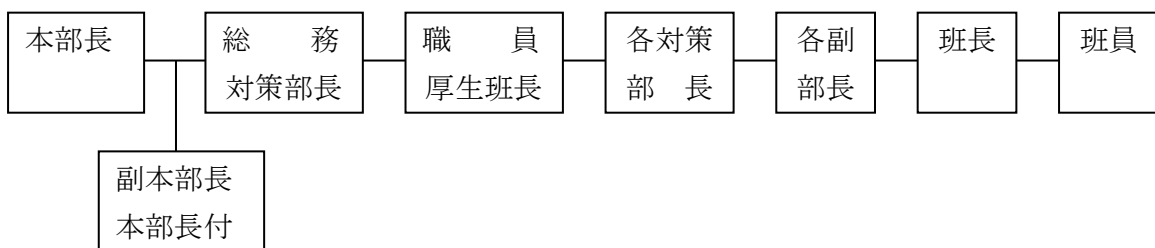
【第3配備以降】

いつ	誰の指示により	誰が	どこへ
勤務時間内	所属班長より指示 (庁内放送等)	所属動員	501・502会議室へ参集 自らの勤務場所へ参集
	厚生班長・支部庶務 班長より指示 (職員伝達系統表)	直近動員	指定避難所へ参集
勤務時間外	所属班長より指示 (職員伝達系統表)	所属動員	501・502会議室へ参集 自らの勤務場所へ参集
	厚生班長・支部庶務 班長より指示 (職員伝達系統表)	直近動員	指定避難所へ参集

(4) 動員の系統

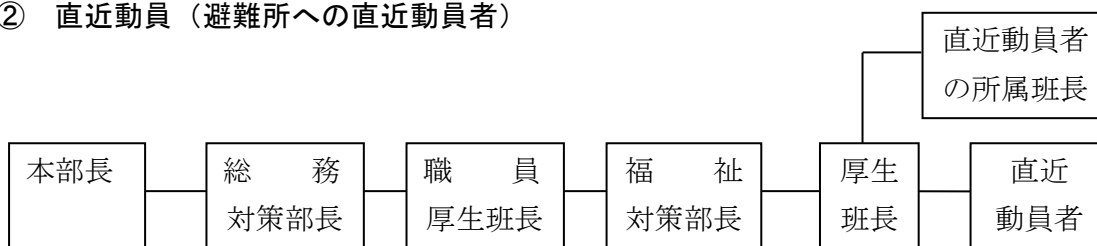
職員の動員は、本部長（市長）の決定に基づき次の系統で伝達する。

① 所属動員





## ② 直近動員（避難所への直近動員者）



【参考】資料 8-1：配備体制別職員動員表（総括表）

資料 8-2：配備体制分掌事務

資料 8-3：夜間休日等の勤務時間外の動員指令の伝達方法

資料 8-4：参集記録簿

## 4 職員の服務

全ての職員は、勤務時間の内外を問わず、災害が発生したときは所属の対策部・班と連絡をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。また、災害対策本部が設置されたときは次の事項を遵守することとする。

- ① 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- ② 自らの言動によって、住民の不安や誤解を招いたり、本部活動に支障をきたすことのないよう厳重に注意すること。
- ③ 配備体制が指令されたときは、万難を配して参集すること。
- ④ 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまでは退庁しないこと。
- ⑤ 勤務時間外に参集する場合、職員は以下の点に留意する。

### ア 参集途上での被害状況の観察

被害状況（火災、土砂災害の発生、河川の増水、道路や橋梁の被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険と判断した場合は、登庁後直ちに総務対策部庶務班に報告する。

イ 参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、周囲の人に総務対策部庶務班への連絡を依頼する。

### ウ 服装等

活動に適した服装とし、手拭い、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携帯する。

### エ その他

家族の負傷等で参集が困難な場合は、可能な限り所属長に連絡する。

## 5 要員配備の調整

各対策部長は、部内の活動状況により、要員の応援が必要と判断したときは、本部会議に諮り応援要請を行う。本部会議の結果を受け、総務対策部職員厚生班は、職員の参集・活動状況等を考慮し要員の調整を行う。また、各部長は、時間的余裕が無いときは、直接、本部長（市長）に応援を求める専決を受け、総務対策部職員厚生班に調整を要請する。なお、総務対策部職員厚生班は、応援員に応援要請対策部の指示に従い行動するよう通知する。

## 6 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、総務対策部職員厚生班は、市民対策部医療班と連携し、健康診断の実施や職員用救護所を設置するなどして職員の健康管理（精神保健対策[心のケア]を含む。）に努める。

### **第3 情報通信手段の確保**

「第2編 第3章 第1節 第3 情報通信手段の確保」を準用。

### **第4 公共的団体等との連携等**

「第2編 第3章 第1節 第4 公共的団体等との連携等」を準用。

### **第5 応援要請・受入**

「第2編 第3章 第1節 第5 応援要請・受入」を準用。

### **第6 他地域への支援**

「第2編 第3章 第1節 第6 他地域への支援」を準用。

### **第7 自衛隊の災害派遣要請依頼**

「第2編 第3章 第1節 第7 自衛隊の災害派遣要請依頼」を準用。

### **第8 ボランティアとの連携**

「第2編 第3章 第1節 第8 ボランティアとの連携」を準用。

### **第9 災害救助法の適用**

「第2編 第3章 第1節 第9 災害救助法の適用」を準用。

## 第2節 警戒期における災害応急対策活動

### 第1 気象予警報・水防情報に関する情報の収集・伝達

活動項目	担当課
1 気象予警報・水防情報に関する情報の収集	防災対策課、総務課、土木管理課
2 気象予警報・水防情報に関する情報の伝達	防災対策課、総務課、社会福祉課

#### 1 気象予警報・水防情報に関する情報の収集

全ての職員は、勤務時間の内外を問わず、災害が発生したときは所属の対策部（部）・班（課）との連絡をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。

##### (1) 気象予警報

気象予警報に関する情報収集は、第1配備段階においては防災対策課庶務担当、第2配備段階においては防災対策課庶務担当（総務対策部災害対策班）、第3配備以降は災害対策本部総務対策部災害対策班が収集する。

収集方法は、県、その他関係機関を通じて銚子地方気象台から発表された気象情報を受領するとともに、ラジオ、テレビ等からの情報収集にも努める。その際、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

【参考】資料3-2「防災気象情報をもとに取るべき行動と、相当する警戒レベルについて」

##### (2) 河川及び雨量情報

① 河川の水位及び雨量に関する情報について、水位・雨量実績は防災対策課庶務担当（総務対策部災害対策班）において県の防災気象情報により、また雨量予測は民間の防災気象情報システムにより収集する。第3配備以降は災害対策本部総務対策部災害対策班において収集する。

雨量に関する報告	降雨量が非常に激しく、かつ継続雨量の増加が予想される場合は総雨量50mmに達したときから1時間毎に情報収集し、水防本部、災害対策本部に報告する。
水位に関する報告	水防団待機水位、はん濫注意水位に達した場合には、水防本部、水防機関、災害対策本部等に報告する。 (水防団待機水位、はん濫注意水位については千葉県水防計画による)

② 河川及び排水路の巡視、長生土木事務所及び隣接市町村等からの情報収集については、第1配備及び第2配備において都市建設部及び水防本部が、第3配備以降は災害対策本部都市建設対策部及び応援班により対応し、得られた情報は災害対策本部総務対策部災害対策班に伝達する。

### (3) 異常気象発見時における措置

#### ① 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近いところに通報する。

- ア 市防災対策課
- イ 警察署（警察官）
- ウ 消防本部（消防職員）又は消防団員

#### ② 市への通報

異常現象を発見した場合、あるいは住民から通報を受けた警察官、消防職員、消防団員は、直ちに防災対策課に報告する。

#### ③ 各関係機関への通報

防災対策課は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、速やかにこの旨を次の機関に通報する。

- ア 県、銚子地方气象台、茂原警察署、長生郡市広域市町村圏組合消防本部
- イ 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接町村
- ウ 長生地域振興事務所、長生土木事務所

#### ④ 一般住民等に対する周知徹底

予想される災害区域の住民及び関係団体等に周知徹底する場合は、「2 気象予警報・水防情報に関する情報の伝達」により行う。

#### ⑤ 当直に対する徹底

当直者の気象情報、災害情報の取扱いは、地震・災害時における初期活動マニュアルによる。

### (4) 職場又は自宅待機職員の心得

全ての職員は職場又は自宅での待機中、ラジオ・テレビ等により積極的に情報の収集に努める。

## 2 気象予警報・水防情報に関する情報の伝達

各配備体制において、総務部長は都市建設部長と協議し、水防本部又は災害対策本部決定に基づき、収集された情報を市民、職員、関係機関、危険区域自主防災組織、自治会に伝達する。

なお、「大雨特別警報」が発表されたときは、住民等に対して迅速に周知する（「特別警報」については、平成25年3月8日の気象業務法の一部改正に伴い、市町村から住民等への周知が義務付けられ、平成25年8月30日より運用された）。

また併せて、社会福祉課は、浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上配慮を要するものが利用する施設へ電話、FAX及び下記の方法により的確かつ迅速な情報伝達に努める。

第1 配備	防災対策課広報担当（防災行政無線・メール・庁内放送）
第2 配備	総務部広報班第1 広報担当（同上）、第2 広報担当（広報車）
第3 配備～	災害対策本部総務対策部広報班第1 広報担当（同上）、第2 広報担当（広報車）、第3 広報担当は適宜応援

## 第2 水防活動

第3編付録「茂原市水防計画」による。

### 第3 避難

活動項目	担当課・班
1 避難対策の基本的な考え方	関係各課・班
2 防災関係機関との連絡調整	総務対策部広報班、庶務班
3 避難誘導	総務対策部広報班、福祉対策部各班

#### 1 避難対策の基本的な考え方

##### (1) 避難に係る各課の対策

本市において、風水害時の避難対策は人命の損失をくい止めるために最も重要なものであり、防災対策課は、関係各課と連携し避難の指示、避難誘導等に努める。

体制	避難に係る対策	担当課・班
第1 配備体制	○ 防災気象情報の発表状況に注意する。	防災対策課
第2 配備体制 (水防体制)	○ 適時、気象警報等を、防災行政無線(同報系)を通じて市民へ伝達する。	総務部広報班
	○ 異常現象(斜面のわき水が急に止まった等)を発見した場合は、市、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団、茂原警察署等に連絡するよう呼びかける。	総務部広報班
	○ 浸水想定区域内にあり、高齢者等の防災上配慮を要するものが利用する施設(以下、要配慮者利用施設という。)に気象警報等を伝達し、警戒を呼び掛ける。 同様に、土砂災害の懸念がある要配慮者利用施設に気象警報等を伝達し、警戒を呼びかける。	社会福祉課(水防本部広報班)
	○ 災害危険箇所周辺のパトロールを行う。	土木建設課(水防本部庶務班)
	○ 災害危険箇所周辺等に対して、必要に応じて自主避難の呼びかけ、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)の発令準備を行う(避難所開設)。	総務部広報班
第3 配備体制 以降 (災害対策本部体制)	○ 上記に加えて以下の対策を必要に応じて講じる。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人暮らし、二人暮らしの高齢者等について、名簿に基づき消防団員等を派遣し、避難所への誘導等必要な支援を行う。</li> <li>・ 土砂災害の懸念がある施設の状況を把握し、消防団員の派遣等必要な支援を<u>総務対策部災害対策班</u>に依頼する。</li> </ul>	総務対策部庶務班  福祉対策部庶務班

(注) 要配慮者利用施設： 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【参考】資料4-3-2： 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

## (2) 避難指示等の基準

高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）及び緊急安全確保措置指示（レベル5）の発令については、以下を参考とする。ただし、発令に当たっては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、河川状況、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

	一宮川 (水位周知河川)	左記以外の中小河川 及び内水等	土砂災害警戒区域（または土砂災害危険箇所）
高齢者等避難（警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が7.26mに到達した場合</li> <li>・氾濫注意水位5.25mを超えた状態で、かつ上流域の累加雨量150mm以上となる場合や流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となる台風が接近した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位の上昇により近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し被害が拡大するおそれが高い場合</li> <li>・洪水警報が発表されている状態で上流域の累加雨量が150mm以上となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</li> <li>・大雨警報（土砂災害）の発表が予測される場合</li> </ul>
避難指示（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位が7.66mに到達した場合</li> <li>・氾濫注意水位5.25mを超えた状態で、かつ上流域の累加雨量200mm以上となる場合や流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となる台風が接近した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位の上昇により近隣地区で床下浸水や道路冠水が発生し被害が拡大している場合</li> <li>・洪水警報が発表されている状態で上流域の累加雨量が200mm以上となる場合</li> <li>・調節池が満水で、なお河川水位の上昇が見込まれる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</li> <li>・大雨警報（土砂災害）で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・湧き水等の前兆現象が発見された場合</li> </ul>
緊急安全確保（警戒レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊や越水・溢水が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位の上昇により近隣の地区で床上浸水が発生した場合</li> <li>・決壊や越水・溢水が発生した場合</li> <li>・調節池が満水で、かつ越流が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害が発生した場合</li> <li>・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</li> </ul>

(注) 災対法第61条の2により、市長は、避難（警戒レベル4）又は緊急安全確保措置（警戒レベル5）を指示しようとする場合、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。

## 2 防災関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定等は、各根拠法令に基づき市、警察署、県知事の命を受けた者（長生土木事務所）、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり（風-64【避難の指示等、警戒区域の設定等について】参照）、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。そこで、総務対策部災害対策班はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないように注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（県防災対策課）に県防災情報システムを通じて速やかに報告する（災対法第60条）。



### 3 避難誘導

#### (1) 避難の指示、警戒区域の設定等を行う場合の市民等への伝達内容

総務対策部広報班（第1広報担当）は、避難の指示、警戒区域の設定等を行う際、以下の内容を市民に伝達する。

- ① 発令者
- ② 避難指示等に対応する警戒レベル及び対象者ごとのとるべき行動
- ③ 避難対象地区名
- ④ 冠水等により通行不可能な経路
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
  - ・火気等危険物の始末
  - ・2食程度の食料、水及び最小限の肌着、常備薬等の携帯
  - ・帽子、ヘルメット等を着用すること
  - ・隣近所そろって避難すること 等

#### (2) 避難指示等の伝達方法

- ① 防災行政無線（同報系）をはじめ、広報車、もばら安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール、ホームページ等により周知する。
- ② 防災行政無線（同報系）により伝達する場合には、サイレン音の後、避難指示等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは別に定める。なお、あらかじめ住民等に周知しておくものとする。

#### (3) 高齢者等避難の伝達

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難（警戒レベル3）」を伝達するものとする。

なお、高齢者等避難の内容及び周知については、個別支援プラン（個別避難計画）に基づき、総務対策部広報班だけでなく、福祉対策部各班が支援者並びに施設管理者等に伝達する。

#### (4) 避難の誘導者

本部長（市長）の命を受けた職員及び消防団員は、茂原警察署、自治会、自主防災組織等の協力を得て避難所など安全な場所に市民を誘導又は移送する。

#### (5) 避難順位

避難は、通常の場合、次の順位による。

- ① 老幼者、傷病人、妊産婦、障害者等の要配慮者及び必要な介護者
- ② ①以外の市民

#### (6) 誘導及び輸送方法

- ① 避難経路の明示
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達

- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用
- ⑤ 出発、到着の際の人員確認
- ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送
- ⑦ 警察官、市職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

#### (7) 要配慮者に対する避難誘導

福祉対策部庶務班及び文教対策部学校教育班は、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）から避難誘導支援の要請があった場合は、消防団の派遣等について総務対策部災害対策班に依頼する。

#### 【避難指示等及び警戒区域の設定等について】

第2編第3章第2節第8「避難」の注釈(震-159)による他、以下のとおり。

##### ○ 「高齢者等避難」について

災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

##### ○ 「避難指示」における「必要と認める地域の必要と認める居住者等への避難指示」について

令和3年の災対法改正において、低層階や平屋の居住者等のその自宅・施設等においては全ての居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等（=必要と認める居住者等）に対してのみ立退きを指示することができるよう規定を見直し（災対法第60条第1項）、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能とされた。同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される（災対法第60条第3項）。

これにより、ハザードマップ等の浸水深等の情報を活用し、例えば想定最大規模の洪水浸水想定区域の家屋倒壊等氾濫想定区域外で50cm未満程度の短時間の浸水が想定されている地域の居住者等のうち、1階部分にしか居室を有していない居住者等（=必要と認める居住者等）に対しては、その場においては浸水により直接的に命を脅かされるおそれがあることから立退き避難を指示するとともに、同地域内の2階以上の高さに居室があり浸水継続時間も短く浸水による生活への支障も限定的であるなど避難行動を特段とる必要がない安全な場所にいると市町村長が判断できる居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能となった。

##### ○ 「緊急安全確保措置指示」について

災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市町村長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保措置（高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置）を指示することができる。

## 第4 避難所の開設・運営（災害救助法適用の場合有）

活動項目	担当対策部・班
1 避難所の種類	—
2 避難所の開設	福祉対策部厚生班、直近動員、各施設管理者・勤務職員
3 避難所の運営管理体制	福祉対策部厚生班、直近動員
4 避難所運営に係る業務	
5 避難所の標準設備等	
6 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	
7 避難所の生活環境への配慮	福祉対策部厚生班、直近動員、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団、茂原警察署
8 指定した避難所以外の避難者の把握	福祉対策部厚生班
9 避難所の追加・借り上げ	
10 避難所の統合・閉鎖	

### 1 避難所の種類

名 称	内 容
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を市長が指定する。
広域避難場所	指定緊急避難場所及び指定避難所が周囲の状況等により危険となり、より安全な場所への避難が必要となった場合、避難者を収容する場所
福祉避難所	高齢者、障害者、病者等一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために特別に配慮された避難所

\* 指定緊急避難場所に指定されていない場所においても、住民等が、浸水や土砂災害等の危険性がなく、安全性が確保されている広場、公園、空地などを避難場所として選定できる。

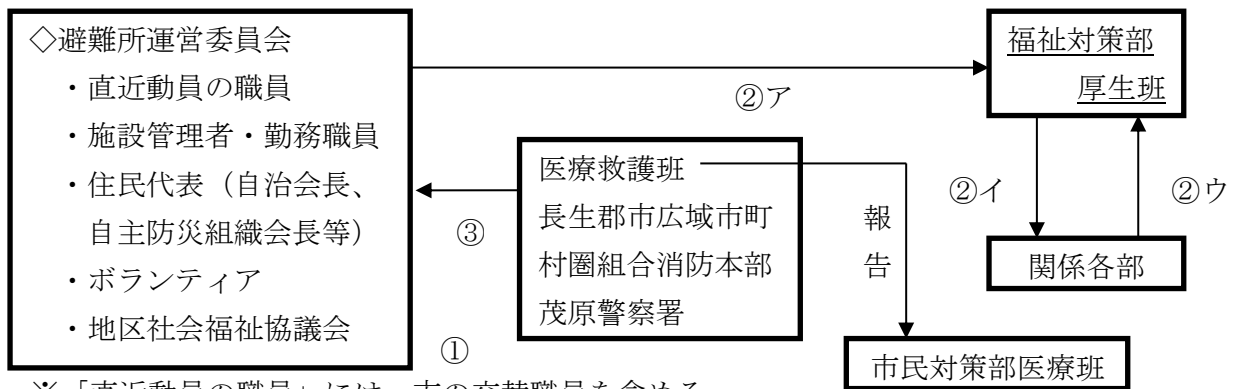
## 2 避難所の開設（災害救助法適用の場合有）

避難所の開設は、原則として下表に従って行う。

手順	担当対策部班及び活動内容
避難所開設の決定	<p>○ 本部長（市長）の命のもと避難所開設が必要となった場合、<u>福祉対策部厚生班</u>は<u>文教対策部学校教育班</u>及び各避難所施設管理者（責任者）と緊密に連携して必要な地区の避難所を開設する。なお、急を要する場合は、各避難所施設管理者（責任者）が避難所を開設し、その旨を<u>福祉対策部厚生班</u>に報告する。</p> <p>なお、第1配備体制及び第2配備体制の場合で、避難所の開設準備や開設が必要となった時は、防災対策課（総務対策部災害対策班）が関係各課に要請する。</p>
避難所開設	<p>○ 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者については、福祉避難所を利用するとともに、旅館やホテルを避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 避難所を設置した場合、<u>総務対策部災害対策班</u>は、以下の事項を県に報告する。</p> <p>なお、第1配備体制及び第2配備体制の場合は防災対策課（総務対策部災害対策班）が、県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の名称</li> <li>・避難所開設の日時及び場所</li> <li>・世帯数及び人数</li> </ul> <p><b>【参考】資料4-1：指定緊急避難場所一覧表</b>  <b>資料4-2：指定避難所一覧表</b>  <b>資料4-3-1：福祉避難所指定一覧表</b></p> <p>○ 避難所を開設した場合、<u>直近動員</u>は、速やかに開設報告を行う。また、直近動員は、各施設管理者・勤務職員及び自主防災組織など避難住民の協力を得て避難所記録簿（避難者カード）及び避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。開設報告及び取りまとめた情報は<u>福祉対策部厚生班</u>に伝達する。</p> <p>なお、第1配備体制及び第2配備体制の場合は、防災対策課（総務対策部災害対策班）に伝達する。</p> <p>○ 取りまとめた情報等の伝達は、<u>直近動員</u>が電話等で、<u>福祉対策部厚生班</u>に直接報告する。なお、報告がない場合は、<u>福祉対策部厚生班</u>が直接避難所に行き、情報を収集する。</p> <p>○ 名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。</p> <p><b>【参考】資料8-18：避難所記録簿（避難者カード）</b>  <b>資料8-19：避難者名簿</b></p>

### 3 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次の運営管理体制により運営する。



※「直近動員の職員」には、市の交替職員を含める。

#### ① 避難所運営委員会による運営

直近動員の職員は、施設管理者・勤務職員及び自治会長、自主防災組織会長等と協力して、避難所運営委員会を組織し、運営委員会は当該避難所の円滑な運営を行う。なお、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく、女性を運営委員会に入れるものとする。直近動員の職員は、運営委員会を立ち上げ後、速やかに福祉対策部厚生班に報告するとともに、避難所の運営状況をその都度必要に応じ報告するものとする。

#### 【直近動員主体の運営】

災害が局地的又は避難の長期化が見込まれない場合など運営委員会の設置を要しないときは、直近動員の職員主体による運営を行う。なお、直近動員の職員が行う業務は、運営委員会が行う避難所運営に係る業務等に準じ必要な範囲で実施するものとする。

#### ② ニーズの把握及び調整

ア 福祉対策部厚生班は、直近動員の職員から避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。

イ 福祉対策部厚生班は、把握したニーズを関係各部に伝え対応を要請する。

ウ 要請を受けた関係各部は、福祉対策部厚生班と連携して必要な措置を講じる。

#### ③ 関係機関等による巡回

医療救護班、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署は、適時避難所を巡回し、避難所の医療、防火、防犯に関するニーズを把握するとともに、福祉対策部厚生班と連携して必要な措置を講じ、その結果を福祉対策部厚生班に報告する。

### 4 避難所運営に係る業務

避難所運営委員会は、基本的には以下の任務を行うものとする。その他、その都度必要なことが生じた場合は、福祉対策部厚生班と相談の上、処理する。この際、在宅避難者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等の支援の実施に努める。

① 避難所の開設（閉鎖）に関すること

② 避難所受付及び人員配置に関すること

③ 避難者の避難所記録簿（避難者カード）及び避難者名簿を作成し、市民と市民以外に区分

④ 避難者を自主防災組織及び自治会単位で編成し、代表者を選任、情報の連絡等の窓口となるよう要請

⑤ 避難所に配給される食料等物資の受払い及び配分

⑥ 防災備蓄倉庫内の水・食料・物資の活用

⑦ 諸記録及び報告に関すること

ア 避難所状況の報告

時 現在	時 現在	時 現在
人 世帯	人 世帯	人 世帯

イ 給食見込み人数の報告

月 日 昼食	月 日 夕食	月 日 朝食
人	人	人

ウ 避難所記録簿（避難者カード）より、高齢者・障害者等要配慮者の状況等報告

エ 避難所物資受払い記録簿の作成

オ その他傷病人の発生等の特別な事情のあるときに行う随時報告

⑧ 避難者からの各種相談に応じるほか避難者援助

【参考】資料 8-18：避難所記録簿（避難者カード）

資料 8-19：避難者名簿

資料 8-20：避難所物資受払い記録簿

**5 避難所の標準設備等**

福祉対策部厚生班及び避難所運営委員会は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、各班及び防災関係機関等の協力を得て以下を参考に設備の充実に努める。

【避難所の標準設備例（避難所の開設が長期に及ぶ場合）】

○特設コーナー：	<input type="checkbox"/> 広報広聴コーナー	<input type="checkbox"/> 更衣室
	<input type="checkbox"/> 避難所救護センター（保健室等）	<input type="checkbox"/> 特設電話
	<input type="checkbox"/> 情報連絡室（無線、電話、FAX等）	
○資機材等：	<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ
	<input type="checkbox"/> 被服	<input type="checkbox"/> 簡易シャワー
	<input type="checkbox"/> 日用品（タオル、歯ブラシ等）	<input type="checkbox"/> 仮設風呂
	<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> 扇風機
	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ（要配慮者用に洋式も用意）	<input type="checkbox"/> 網戸
	<input type="checkbox"/> 炊き出し備品	<input type="checkbox"/> ストープ
	<input type="checkbox"/> 特設・臨時電話	<input type="checkbox"/> 暖房機
	<input type="checkbox"/> 畳・カーペット	<input type="checkbox"/> 電源設備
	<input type="checkbox"/> 間仕切り用パーテーション	<input type="checkbox"/> 給水タンク
	<input type="checkbox"/> 洗濯機	<input type="checkbox"/> 掲示板
	<input type="checkbox"/> 乾燥機	<input type="checkbox"/> パソコン
○スペース：	<input type="checkbox"/> 駐車場	<input type="checkbox"/> 給水タンク
	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ	<input type="checkbox"/> 掲示板
	<input type="checkbox"/> 仮設風呂	<input type="checkbox"/> 資機材置場

**6 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動**

福祉対策部厚生班及び避難所運営委員会は、避難所に広報広聴担当者を置き、避難者に対し貼り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。

## 7 避難所の生活環境への配慮

### (1) 衛生

福祉対策部厚生班は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を避難所運営委員会に指導する。

### (2) プライバシー保護

福祉対策部厚生班及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、可能な限り間仕切り等の設置に努める。間仕切り等は総務対策部災害対策班にて準備する。

### (3) 防火・防犯

長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団及び茂原警察署は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

### (4) 要配慮者への対応

福祉対策部厚生班は、関係各班及び災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、避難所で生活する要配慮者への対策を講じる(避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の供与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備(※)等)。

また、福祉避難所の指定を促進するとともに、福祉避難所を設置した場合は、次の事項に留意する。

- ① 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を常時配置すること。
- ② 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康状況等を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対策を講じること。

※相談体制を整備する際は、市民対策部医療班に保健師の派遣を依頼する。

### (5) 女性への配慮

避難所生活にあたり、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、更衣室やトイレの配置や照明などの施設利用上への配慮、性暴力・DVについての注意喚起、女性相談窓口や女性専用の物資配付などを講じる。

### (6) ペット対策

ペットの飼育、管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点、並びに鳴き声、糞尿など騒音、臭気の問題からも原則的に禁止とし、市は、ペットの飼育スペースを確保できた避難所を公表する。避難所運営委員会はトラブルが起きないためのルールを作成、飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。また、日頃から飼育者は、ペット同行避難に必要なケージの準備や訓練の実施に努める。

## (7) 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症が流行している場合は、感染症の特性を踏まえ、感染拡大防止策を徹底した避難所運営に努める。この際、暴風時の換気の際には、風向・風速を考慮して窓を開ける方向や量を調節し、暴風が直接避難所に流入しないように留意する。

## (8) 避難所における情報通信環境

避難者が適時に災害状況、救援、被災者支援等に関する情報を入手できるよう、Wi-Fi等の情報通信環境の導入を検討する。

## 8 指定した避難所以外の避難者の把握

福祉対策部厚生班は、市が指定した避難所以外に避難した避難者を把握する。

また、市外に避難した避難者を把握するため、広報活動や他の市町村に連絡して、所在を確認する。

## 9 避難所の追加・借り上げ

市の指定する避難所が不足する場合、福祉対策部厚生班は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、避難状況に応じ、高齢者、障害者等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。借り上げる際は、施設管理者と十分協議し、同意を得てから避難所として開設する。

## 10 避難所の統合・閉鎖

福祉対策部厚生班は、応急仮設住宅等への入居に伴って、避難者が減少する場合は、順次統合・閉鎖を行う。統合・閉鎖に当たっては、避難者に個別面談や個別調査を実施し、避難者及び施設管理者と十分協議をした上で判断する。統合・閉鎖を判断した際は、避難者に対して事前に予告する。



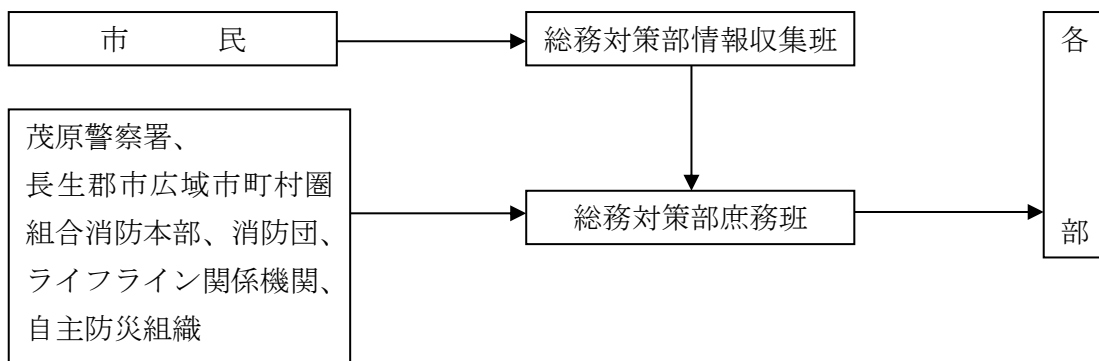
### 第3節 発災時における災害応急対策活動

#### 第1 被害情報等の収集・伝達

活動項目	担当対策部・班
1 市民等外部からの情報収集・整理	総務対策部情報収集班
2 各部の所管施設等に関する情報収集・整理	各部、関係機関
3 被害情報等の取りまとめ	各部、総務対策部庶務班
4 県への報告	総務対策部庶務班、広報班
5 災害情報の共有	総務対策部庶務班

##### 1 市民等外部からの情報収集・整理

第2配備以上の災害が発生した場合、市民等外部からの情報については、総務対策部庶務班及び情報収集班が次のとおり一元的に情報を収集・整理し、各部に振り分ける。



総務対策部情報収集班は、市民からの通報・問合せにより被害に関する情報を収集し、（資料8-5）に記載し、総務対策部庶務班に報告する。

総務対策部庶務班は、総務対策部情報収集班からの情報に加え、茂原警察署、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団、ライフライン関係機関、自主防災組織等から被害に関する情報を収集し、（資料8-5）に記載し、その情報の関係する部に（資料8-5）のコピーを渡す。

なお、茂原警察署及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部以外から被害情報等を入手した場合は、被害の発生を両機関に通報する。

【参考】資料8-5：災害時受信・対応記録票

【市民からの問い合わせが予想される内容と関係班、関係機関】

内 容	関係班、関係機関
被害状況	総務対策部庶務班
二次災害の危険性（見通し）	総務対策部庶務班
家族、知人の安否に関する情報	総務対策部庶務班（死者、行方不明者、負傷者） 福祉対策部厚生班（避難者・園児・児童<在学中の場合>） 文教対策部学校教育班（児童・生徒<在学中の場合>）
医療に関する情報（病院等の診療可否）	市民対策部医療班
避難の必要性に関する情報	総務対策部災害対策班
水の確保に関する情報	市民対策部医療班
食料の確保に関する情報	市民対策部支援班
救援物資の確保に関する情報	経済環境対策部商工班
義援金に関する情報	総務対策部出納班
義援物資に関する情報	経済環境対策部商工班
遺体の安置等に関する情報	市民対策部庶務班
電気に関する情報	総務対策部庶務班（東京電力パワーグリッド(株)）
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	経済環境対策部防疫班
電話に関する情報	総務対策部庶務班（東日本電信電話(株)）
道路に関する情報（交通規制状況等）	都市建設対策部道路班、警察署
公共交通機関に関する情報（運行状況等）	総務対策部庶務班（東日本旅客鉄道(株)、バス会社）
教育に関する情報（休業）	文教対策部学校教育班
店舗等の営業状況に関する情報	経済環境対策部商工班
ボランティア募集に関する情報	福祉対策部庶務班、社会福祉協議会

## 2 各部の所管施設等に関する情報収集・整理

### (1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設・事項に関し被害の有無及び規模等について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき事項をまとめておく。

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、市及び県の被害状況報告に基づき収集し報告するが、おおむね次のとおりとする。

#### 【災害発生後、直ちに収集すべき情報】

ア	人的被害 死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の人数
イ	物的被害 (ア) 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等） (イ) 防災上重要な公共施設等被害 ・道路、橋梁施設被害（通行規制を伴うもの） ・河川施設被害（浸水危険性を伴うもの） ・危険物（ガス、石油類、劇毒物等）施設被害（爆発、漏えい等周辺に危険を及ぼすもの） ・土砂災害（人的被害、住家被害及び公共施設被害を伴うもの） ・病院、学校、社会福祉施設等（当該施設の業務遂行に支障をきたすもの） ・商業、工場等施設
ウ	機能的被害 (ア) ライフライン施設被害 ・電気、ガス、水道、下水道施設（供給停止、不能を伴うもの） ・電話施設（通信不能を伴うもの） (イ) 輸送関連施設被害 鉄道、バス等（通行停止、不能を伴うもの）
エ	火災被害 災害による火災発生時の被害

#### 【参考】資料7-6：被害認定基準

資料8-6～8-14：各被害報告

### (2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担は、おおむね次のとおりとする。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	・所管施設の来所者、職員等の人的被害 ・所管施設の物的被害及び機能被害
	職務上の関連部	・人的、物的及び機能被害 ・農業、商業、工業施設等の物的被害
	企画財政対策部	・住家被害その他の物的被害 ・その他本部長が必要と認める事項

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
長生郡市広域市町村圏組合消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害</li> <li>・ 住家被害</li> <li>・ 火災発生状況及び火災による物的被害</li> <li>・ 危険物取扱施設の物的被害</li> <li>・ 要救援救護情報及び救急医療活動状況</li> <li>・ 避難道路及び橋梁の被災状況</li> <li>・ 避難の必要の有無及びその状況</li> <li>・ その他消防活動上必要な事項</li> </ul>
茂原警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の種別、発生日時及び場所</li> <li>・ 被害状況（人名、建物、道路、交通機関）</li> <li>・ 行方不明者の状況</li> <li>・ 交通規制の要否</li> <li>・ 治安状況及び警察関係被害</li> <li>・ その他災害警備活動上必要な事項</li> </ul>
その他防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し既に行った措置</li> <li>・ 災害に対し今後取ろうとする措置</li> <li>・ その他活動上必要な事項</li> </ul>

※国と迅速かつ的確な情報交換を行うため、国土交通省関東地方整備局との協定に基づき、情報連絡員（リエゾン）を受け入れる。

### （３）情報収集実施要領

第3配備以上の災害が発生した場合、市民等外部からの情報については、総務対策部情報収集班が次のとおり一元的に情報を収集・整理し、各部に伝達する。

- ① 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ② 被害等の調査・報告については、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ③ 調査は、情報収集の迅速・正確を期するため、自主防災組織、自治会、消防団等の団体や市民の協力を得て実施する。
- ④ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

## 3 被害情報等の取りまとめ

### （１）被害情報の取りまとめ及び報告責任者

総括責任者：総務部長、取扱責任者：防災対策課長

## (2) 各対策部から本部事務局への報告

各対策部庶務班は、災害が発生してから災害に関する応急対策が終了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を被害の認定基準に基づき、市及び県の被害状況報告により本部事務局（総務対策部庶務班）へ報告するものとする。

なお、各部で収集した所管施設の被害情報に加え（2参照）、総務対策部から入ってくる市民等外部からの情報（1参照）も含め、各部で関係する情報を全て取りまとめる。

収集・報告すべき内容と担当班及び関係機関は次のとおりである。

### 【被害報告に係る報告事項と担当班】

担当班は各対策部庶務班を通じて、総務対策部庶務班に提出する。

報告事項	担当班・関係機関	資料
避難状況、避難所開設状況	福祉対策部厚生班	資料8-13
人的被害	総務対策部庶務班（長生郡市広域市町村圏組合消防本部・署）	資料8-7
住家被害	企画財政対策部税務班	資料8-8
文教施設被害	文教対策部学校教育班(学校施設) 文教対策部生涯学習班(社会教育施設)	資料8-8
病院被害	市民対策部医療班	資料8-8
公共土木施設被害	都市建設対策部道路班、河川班	資料8-9、10
がけくずれ被害	都市建設対策部河川班	資料8-10
交通規制情報	総務対策部庶務班（茂原警察署）	資料8-9
清掃施設被害	経済環境対策部防疫班	資料8-8
鉄道被害詳細報告	総務対策部庶務班（東日本旅客鉄道(株)）	資料8-10
水道被害詳細報告	市民対策部医療班	資料8-10
電気被害詳細報告	総務対策部庶務班（東京電力パワーグリッド(株)）	資料8-10
電話被害詳細報告	総務対策部庶務班（東日本電信電話(株)）	資料8-10
ガス被害詳細報告	総務対策部庶務班（大多喜ガス(株)）	資料8-10
社会福祉施設被害	福祉対策部庶務班	資料8-8
その他施設被害	総務対策部庶務班	資料8-8
火災発生状況	総務対策部庶務班（長生郡市広域市町村圏組合消防本部・署）	資料8-14
危険物施設等被害	総務対策部庶務班（長生郡市広域市町村圏組合消防本部・署）	資料8-10、14
農業被害	経済環境対策部庶務班	資料8-10
商工業被害	経済環境対策部商工班	資料8-10
下水道被害	都市建設対策部下水道班	資料8-10

【参考】資料7-6：被害認定基準、資料8-6～8-14：各被害報告

## 4 県への報告

### (1) 基本的な考え方、報告事項

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は県防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（消防庁）に報告するものとし、その後速やかに県に報告する。市が県に報告すべき事項は次のとおりである。

#### 【報告事項】

- |   |                                                                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 災害の原因                                                                                                                                 |
| イ | 災害が発生した日時                                                                                                                             |
| ウ | 災害が発生した場所又は地域                                                                                                                         |
| エ | 被害の状況                                                                                                                                 |
| オ | 災害に対し、既に行った措置及び今後取ろうとする措置 <ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況</li><li>・主な応急措置の実施状況</li><li>・その他必要事項</li></ul> |
| カ | 災害救助法の適用の可否及び必要とする救助の種類                                                                                                               |
| キ | その他必要事項                                                                                                                               |

### (2) 報告種別、時期、方法等

総務対策部庶務班及び広報班（第1広報担当）は、各部から報告を受けた情報をもとに、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県に報告する。

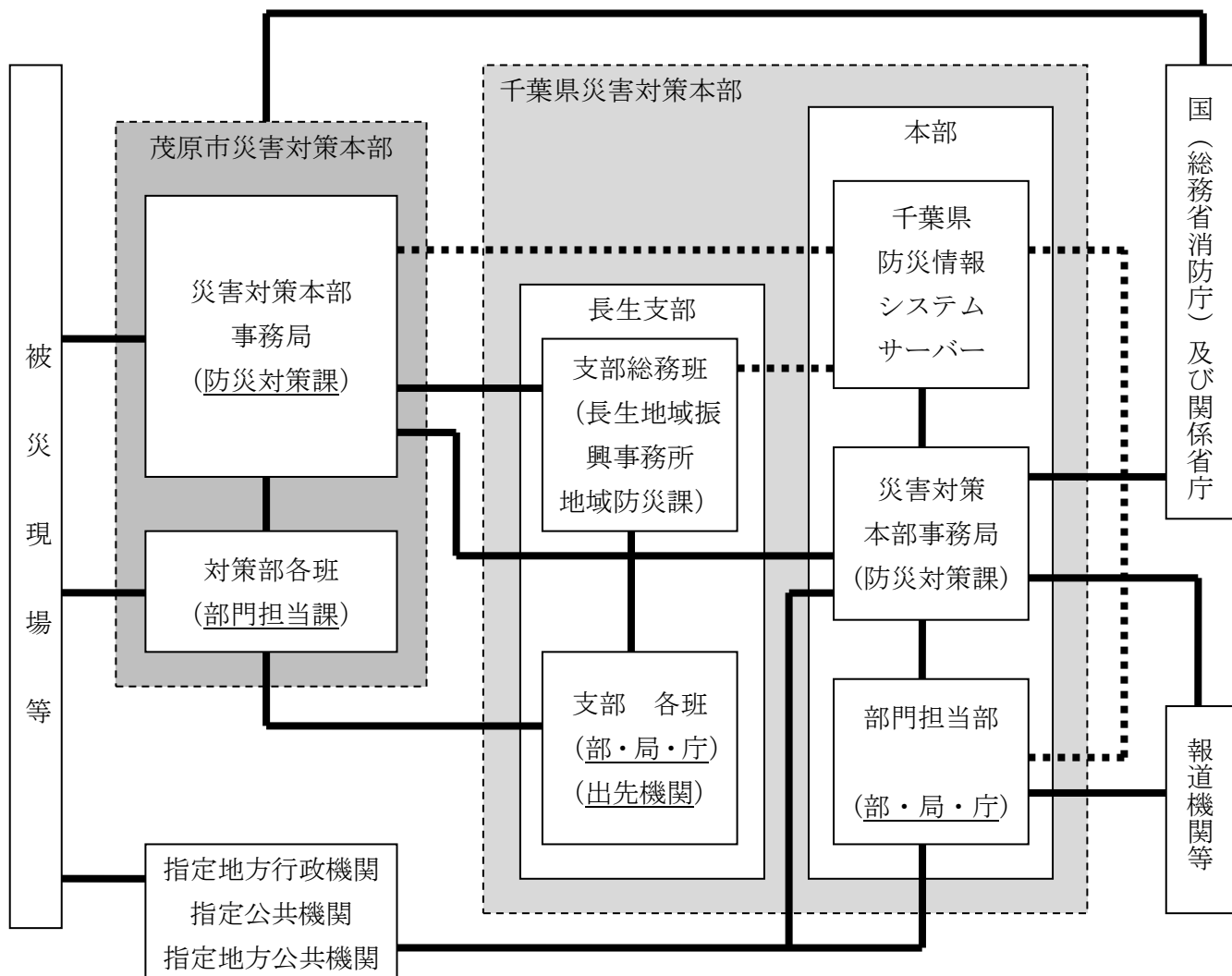
【参考】資料8－6：千葉県危機管理情報共有要綱

資料8－7～8－14：各被害報告

【国・県の連絡先】

国 (消防庁)	勤務時間内	消防防災無線 (県防災行政無線を使用)	電 話 (消防庁応急対策室) 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系) F A X (消防庁応急対策室) 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (消防庁応急対策室) 03-5253-7527 F A X (消防庁応急対策室) 03-5253-7537
	勤務時間外	消防防災無線 (県防災行政無線を使用)	電 話 (消防庁宿直室) 120-90-49012 (地上系) 048-500-90-49012 (衛星系) F A X (消防庁宿直室) 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (消防庁宿直室) 03-5253-7777 F A X (消防庁宿直室) 03-5253-7553
千葉県	勤務時間内	県防災行政無線	電 話 (防災対策課) 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) F A X (防災対策課) 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (防災対策課) 043-223-2175 F A X (防災対策課) 043-222-1127
	勤務時間外	県防災行政無線	電 話 (県防災行政無線統制室) 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) F A X (県防災行政無線統制室) 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系)
		一般加入電話	電 話 (県防災行政無線統制室) 043-223-2178 F A X (県防災行政無線統制室) 043-222-5219

## 【県への報告の流れ】



凡例： ..... 千葉県防災情報システムによる報告ルート  
 ——— 電話・FAX等による報告ルート  
 ※ ( ) は、災害対策本部未設置の場合

## 5 災害情報の共有

総務対策部庶務班は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、そのコピーを随時各班、関係機関に回付し情報の共有を図る。

- ・ 死者、行方不明者の発生地点
- ・ 要救出現場の発生地点
- ・ 火災、崖崩れ等の発生地点
- ・ 避難所の開設地点
- ・ ヘリポート
- ・ 物資輸送拠点
- ・ 通行不能区間
- ・ 交通規制区間
- ・ 停電、断水区域 等



## 第2 災害の拡大防止と二次災害の防止

活動項目	担当対策部・班
1 被災宅地危険度判定	都市建設対策部庶務班
2 浸水被害の拡大、再度災害の防止	都市建設対策部河川班
3 土砂災害の発生、拡大防止	都市建設対策部河川班
4 二次災害防止のための市民への呼びかけ	総務対策部広報班

### 1 被災宅地危険度判定

災害対策本部長は、災害による被害情報に基づき、被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、被災宅地危険度判定の実施を決定する。実施を決定した場合、都市建設対策部庶務班は、県に報告し、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。なお、実施にあたっては、次の事項を行う。

- ・ 宅地に係る被害情報の収集
- ・ 判定実施計画の作成
- ・ 県への支援要請
- ・ 宅地判定士の受入れ、組織編成
- ・ 判定の実施及び判定結果の周知
- ・ 判定結果に対する市民等への対応

### 2 浸水被害の拡大、再度災害の防止

浸水被害が発生した場合、都市建設対策部河川班は消防団等と連携して、その被害を軽減するため、また、再度災害を防止するため、必要に応じて次の対策を講じる。

- ① 被害を受けた堤防等施設の応急復旧
- ② 排水対策

### 3 土砂災害の発生、拡大防止

大雨の後、雨は降っていなくともしばらくの間は土砂災害への警戒が必要である。また、少しの雨でも追加されると土砂災害が発生しやすくなる。都市建設対策部河川班はこうした二次災害を防止するため、長生土木事務所等の協力を得て土砂災害危険箇所等の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、消防団や市民等に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、警戒避難態勢の確立等適切な対策を講じる。

### 4 二次災害防止のための市民への呼びかけ

関係各班は、1～3の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、総務対策部広報班を通じて市防災行政無線（同報系）、広報車等により、市民に注意を呼びかける。

## 第3 消防活動

活動項目	担当対策部・班
1 活動体制	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団
2 活動方針	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団
3 基本的な活動	長生郡市広域市町村圏組合消防本部、消防団

### 1 活動体制

災害時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防ぎよ活動を消防本部、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

#### (1) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

市に災害対策本部が設置された場合、又は消防長が特に必要と認めた場合は、消防本部に警防対策本部を設置する。また、災害状況に即応した消防職員(非番職員を含む。)を招集する。

#### (2) 消防団

市に災害対策本部が設置された場合、又は消防団長が特に必要と認めた場合は、消防本部に災害対策本部(団指揮本部)を設置する。また、各支団長は、災害状況に即応できるように消防団員を所属部機庫へ待機させる。

### 【参考】資料5：消防組織及び車両配置の状況

### 2 活動方針

災害時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

### 3 基本的な活動

#### (1) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

##### ① 初期活動

- ・ 情報収集（被害状況の把握）
- ・ 対策本部等の設置
- ・ 車両、資機材等の安全確保
- ・ 活動隊及び資機材の増強編成
- ・ 全無線局の開局、通信機器の点検及び機能確保
- ・ 需要防ぎよ地域の状況把握
- ・ 応援要請の有無決定

##### ② 避難場所、避難路確保の優先

災害事象が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

##### ③ 重要地域の優先

同時に複数の災害を覚知した場合は、重要かつ危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

##### ④ 火災地域の優先

救助事象が火災現場付近とそれ以外の場合であった場合は、火災現場付近の救出を優先して行うものとする。

「第2編 第3章 第1節 第5 消防活動における応援要請」を準用する。

#### (2) 消防団

##### ① 初期活動

活動体制は支団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。各支団は、消防団指揮本部長からの命ある場合を除き、管轄区域内の活動を原則とする。

##### ② 情報収集及び伝達

全無線を開局し通信機器の機能点検を行い、通信体制を確保する。情報の収集・伝達は、市民の安全確保を脅かす事案を最優先に即時報告の措置を行う。

##### ③ 救急救助活動

救急救助活動は、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図る。

## **第4 救助・救急・搜索**

「第2編 第3章 第2節 第6 救助・救急・搜索」を準用。

## **第5 広報**

「第2編 第3章 第2節 第3 広報」を準用。

## **第6 医療救護**

「第2編 第3章 第2節 第7 医療救護」を準用。

## **第7 要配慮者の安全確保**

「第2編 第3章 第2節 第10 要配慮者の安全確保」を準用。

## **第8 重要道路の確保**

「第2編 第3章 第2節 第11 重要道路の確保」を準用。

## **第9 輸送手段の確保**

「第2編 第3章 第2節 第12 輸送手段の確保」を準用。

## **第10 給水**

「第2編 第3章 第2節 第13 給水」を準用。

## **第 11 食料の供給**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 14 食料の供給」を準用。

## **第 12 生活必需品等の供給・貸与**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 15 生活必需品等の供給・貸与」を準用。

## **第 13 帰宅困難者対策**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 16 帰宅困難者対策」を準用。

## **第 14 遺体の処理、埋・火葬**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 17 遺体の処理、埋・火葬」を準用。

## **第 15 し尿及び廃棄物の収集処理**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 18 し尿及び廃棄物の収集処理」を準用。

## **第 16 防疫・保健衛生**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 19 防疫・保健衛生」を準用。

## **第 17 住宅対策**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 20 住宅対策」を準用。

## **第 18 文教対策**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 21 文教対策」を準用。

## **第 19 義援金・義援物資の受付・配分**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 22 義援金・義援物資の受付・配分」を準用。

## **第 20 生活関連施設等の応急対策**

「第 2 編 第 3 章 第 2 節 第 23 生活関連施設等の応急対策」を準用。

## 第4節 被災者の生活再建

---

### 第1 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

「第2編 第3章 第3節 第1 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付」を準用。

### 第2 罹災証明書の発行

「第2編 第3章 第3節 第2 罹災証明書の発行」を準用。

### 第3 被災者の心のケア対策の実施

「第2編 第3章 第3節 第3 被災者の心のケア対策の実施」を準用。

### 第4 被災者生活再建支援金等の支給・貸付

「第2編 第3章 第3節 第4 被災者生活再建支援金等の支給・貸付」を準用。

### 第5 市税の減免等

「第2編 第3章 第3節 第5 市税の減免等」を準用。

### 第6 被災農業者、中小企業への対策

「第2編 第3章 第3節 第6 被災農業者、中小企業への対策」を準用。

## 第5節 災害時の自助・共助の取組

---

「第2編 第3章 第4節 災害時の自助・共助の取組」を準用。



## 第4章 災害復旧計画

「第2編 第4章 震災復旧計画」を準用。